



Better Health, Brighter Future

第143回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2019年6月27日(木)

午前10時〈受付開始/午前8時50分(予定)〉

場 所

パシフィコ横浜 国立大ホール

株主総会会場について

開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご来場ください。

当日のお土産について

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

目 次

第143回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
添付書類	
事業報告	30
連結計算書類	61
計算書類	63
監査報告書	65
電磁的方法(インターネット等)による 議決権行使のご利用上の注意点	68
(ご参考)	
トピックス	69

招集ご通知

株 主 各 位

証券コード 4502
2019年6月5日

大阪市中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 クリストフ ウェバー

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月27日(木曜日) 午前10時〈受付開始/午前8時50分(予定)〉
2. 場 所	横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号 パシフィコ横浜 国立大ホール (開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。)
3. 株主総会の 目的事項	報告事項 1. 第142期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人および監査等委員会の第142期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 <会社提案(第1号議案から第6号議案まで)> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)12名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬制度に係る額および内容の一部改定の件 第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度に係る内容の一部改定の件 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)賞与の支給の件 <株主提案(第7号議案および第8号議案)> 第7号議案 定款の一部変更の件(取締役報酬の個別開示について) 第8号議案 定款の一部変更の件(クローバック条項の採用について) 上記各号の議案の内容等は、後記の株主総会参考書類(3頁から29頁まで)に記載のとおりであります。

G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)が、2019年6月下旬に大阪で開催されるため、他の地域にて収容人数の大きな会場の確保を優先いたしました結果、横浜での2019年6月27日の開催とさせていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会へご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時〈受付開始/午前8時50分(予定)〉

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2019年6月26日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

68頁に記載の「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認くださいまして、画面の案内に従って、以下の行使期限までに、議案に対する賛否のご入力を完了してください。

行使期限 2019年6月26日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

議決権行使の取扱いについてのご案内

- (1) 書面と電磁的方法(インターネット等)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法(インターネット等)により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4) 各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案議案については「賛成」、株主提案議案については「反対」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる開示について

- 次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページに掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 1. 連結計算書類の連結持分変動計算書
 2. 連結計算書類の連結注記表
 3. 計算書類の株主資本等変動計算書
 4. 計算書類の個別注記表会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、第143回定時株主総会招集ご通知添付書類に記載した各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表となります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ <https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/>

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案(第1号議案から第6号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「レバレッジの速やかな低下」、「成長ドライバーへの投資」、「株主還元」を資本配分に関する基本方針としております。「レバレッジの速やかな低下」につきましては、純有利子負債／調整後 EBITDA 倍率を3年から5年以内に2倍にすることを目標とし投資適格格付の維持にコミットしております。「成長ドライバーへの投資」では、自社研究開発と新製品上市に対する戦略的な投資、規律ある領域を絞った研究開発の提携をしております。また、「株主還元」においては、1株当たり年間配当金180円の確立された配当方針を維持しております。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分にしましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金90円 総額 140,835,668,220円
(ご参考) 年間配当金は、1株につき、中間配当金90円と合わせ、180円（前期と同額）となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)12名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く) クリストフ ウェバー、岩崎真人、アンドリュース プランプ、坂根正弘、オリビエ ボユオン、イアン クラーク、藤森義明、スティーブン ギリス、東 恵美子、ミシェル オーシガー、志賀俊之の11名が任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役8名を含む取締役(監査等委員である取締役を除く)12名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の地位および担当	取締役 在任期間	取締役会 出席回数
1	クリストフ ウェバー (Christophe Weber)	再任	代表取締役社長 チーフ エグゼクティブ オフィサー	5年	12回/12回 (100%)
2	いわさき まさと 岩崎 真人	再任	取締役 ジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデント	7年	12回/12回 (100%)
3	アンドリュース プランプ (Andrew Plump)	再任	取締役 リサーチ & デベロップメント プレジデント	4年	12回/12回 (100%)
4	コンスタンティン サルウコス (Constantine Saroukos)	新任	コーポレート・オフィサー チーフ フィナンシャル オフィサー	—	—
5	さかね まさひろ 坂根 正弘	再任 社外 独立	取締役 取締役会議長	5年	12回/12回 (100%)
6	オリビエ ボユオン (Olivier Bohuon)	再任 社外 独立	取締役	6ヶ月	1回/2回 (—)
7	イアン クラーク (Ian Clark)	再任 社外 独立	取締役	6ヶ月	1回/2回 (—)
8	ふじもり よしあき 藤森 義明	再任 社外 独立	取締役	3年	12回/12回 (100%)
9	スティーブン ギリス (Steven Gillis)	再任 社外 独立	取締役	6ヶ月	2回/2回 (—)
10	しが としゆき 志賀 俊之	再任 社外 独立	取締役	3年	12回/12回 (100%)
11	ジャン=リュック ブテル (Jean-Luc Butel)	新任 社外 独立	取締役 (監査等委員)	3年	9回/10回 (90%)
12	くにや しろう 国谷 史朗	新任 社外 独立	取締役 (監査等委員長)	3年	12回/12回 (100%)

(注) 1. 取締役 オリビエ ボユオン、イアン クラークおよびスティーブン ギリスは2018年12月5日開催の臨時株主総会において選任され、2019年1月8日のシャイアー社の買収の成立時に就任したため、出席対象となる取締役会は取締役就任後に開催の取締役会となっております。

2. 取締役 ジャン=リュック ブテルの取締役会出席回数については、同氏がシャイアー社の株主であったことから、利益相反回避のため出席を見合わせたシャイアー社の買収検討のみを議題とする臨時取締役会2回を除いて記載しております。

候補者
番号

1



クリストフウェバー
(Christophe Weber)

再 任

生 年 月 日

1966年11月14日生 52歳

取締役在任期間

5年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

293,592株(145,392株)

取締役会への出席回数

12/12回(100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

2008年 5月 グラクソ・スミスクライン社 アジア太平洋地域担当上級副社長兼ディレクター
2012年 4月 グラクソ・スミスクライン ワクチン社 社長兼ゼネラルマネジャー
2012年 4月 グラクソ・スミスクライン バイオロジカルズ社 CEO
2012年 4月 グラクソ・スミスクライン社 コーポレート エグゼクティブ チームメンバー
2014年 4月 当社 チーフ オペレーティング オフィサー
2014年 4月 当社 コーポレート・オフィサー
2014年 6月 当社 代表取締役社長(現在に至る)
2015年 4月 当社 チーフ エグゼクティブ オフィサー(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

クリストフ ウェバー氏は、入社以来、当社を、常に患者さんを中心に考え、持続的で利益率の高い企業に変革すべく、成長ドライバーの主力製品への注力、スペシャリティ事業の実力強化、資産売却・取得の機会追求などの施策の推進に強いリーダーシップを発揮しております。
同氏は、人材開発についても強いコミットメントを発揮しており、人材開発・後継者計画についてタケダ・エグゼクティブ・チームとして集中的に議論する機会を年複数回設けているほか、高いポテンシャルを持つキャリア構築早期の従業員を、インターナショナルかつ部門横断的に育成する仕組みも構築いたしました。当社は、引き続き同氏の能力と経験を当社経営に活かすことが必要と考えており、同氏を取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

2



いわさき まさと
岩崎 真人

再 任

生 年 月 日

1958年11月 6日生 60歳

取締役在任期間

7年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

21,830株(8,634株)

取締役会への出席回数

12/12回(100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2008年 4月 当社 製品戦略部長
2010年 6月 当社 コーポレート・オフィサー
2012年 1月 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナルInc. CMSOオフィス長
2012年 4月 当社 医薬営業本部長
2012年 6月 当社 取締役(現在に至る)
2015年 4月 当社 ジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデント(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

岩崎真人氏は、当社の重要な事業領域である日本国内の医療用医薬品事業を統括しております。
同氏は、後発品が急速に普及するなかで長期収載品事業をグループ会社に移管し、成長ドライバーとなる製品価値の最大化に注力する体制を整えるなど、国内医療環境の変化に先手を打って対応し、強いリーダーシップを発揮しております。当社は、地域包括化医療の展開などさらなる環境変化が見込まれるなかで、日本で高いプレゼンスを維持し、社会から信頼される、製薬業界におけるベスト・イン・クラスの企業を追求するためには、同氏の能力と経験を当社経営に活かすことが必要と考えており、引き続き同氏を取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

3



アンドリュー プランプ

(Andrew Plump)

再 任

生 年 月 日

1965年10月13日生 53歳

取締役在任期間

4年

所有する当社株式の数
(うち、株式付与制度に基づく交付予定株式の数)

52,831株(52,831株)

取締役会への出席回数

12/12回(100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

2007年 1 月 メルク社 エグゼクティブディレクター 循環器疾患領域インテグレーター兼循環器展開医療責任者
2008年 1 月 同社 ヴァイスプレジデント 循環器疾患領域インテグレーター兼循環器疾患早期開発・循環器展開医療責任者
2008年 1 月 同社 ヴァイスプレジデント 循環器疾患領域グローバル探索責任者
2012年 7 月 サノフィ社 ヴァイスプレジデント 研究・展開医療部門副責任者
2014年 3 月 同社 シニアヴァイスプレジデント 研究・展開医療部門副責任者
2015年 2 月 当社 次期チーフメディカル&サイエンティフィック オフィサー
2015年 2 月 当社 コーポレート・オフィサー
2015年 6 月 当社 取締役(現在に至る)
2015年 6 月 当社 チーフ メディカル&サイエンティフィック オフィサー
2015年 6 月 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. 副社長(現在に至る)
2019年 1 月 当社 リサーチ & デベロップメント プレジデント(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

アンドリュー プランプ氏は、当社の研究開発パイプラインの再構築のため、疾患領域の専門性を活かした革新的研究開発課題の推進、社内での育成と外部との提携を通じた研究開発力の強化、研究開発組織におけるパフォーマンスの向上とカルチャー醸成などの施策の推進に強いリーダーシップを発揮しております。当社は、引き続き同氏の能力と経験を当社経営に活かすことが必要と考え、取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

4



コンスタンティンサルコス

(Constantine Saroukos)

新 任

生 年 月 日

1971年 4 月15日生 48歳

取締役在任期間

—

所有する当社株式の数
(うち、株式付与制度に基づく交付予定株式の数)

12,613株(12,613株)

取締役会への出席回数

—

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

2011年 4 月 メルク・シャープ・アンドドーム社 アフリカ地域担当 リージョナル ファイナンス ディレクター
2012年 7 月 同社 東欧・中東・アフリカ地域担当 エグゼクティブ ファイナンス ディレクター
2013年10月 アラガン社 中国・日本地域担当エグゼクティブ ファイナンス ディレクター
2014年 9 月 同社 アジア太平洋地域担当 ファイナンス/事業開発部門長
2015年 5 月 当社 ヨーロッパ・カナダビジネスユニット チーフ フィナンシャル オフィサー
2018年 4 月 当社 チーフ フィナンシャル オフィサー(現在に至る)
2018年 4 月 当社 コーポレート・オフィサー(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

コンスタンティン サルコス氏は、企業や公的機関での20年以上にわたる経験において、アジア太平洋地域、欧州、アフリカ、中東において数多くの財務責任者としてのポジションを歴任してきました。同氏は効果的な財務管理と業務提携を組み合わせることで、事業の収益性を高め、業績を向上させてきた長年の実績があります。同氏は、強力な金融ビジネスと戦略的パートナーを築くために、ベストプラクティスの共有と能力開発を進めてきました。当社は同氏の経験と能力が、当社がグローバルに価値のある研究開発主導のバイオ医薬品企業となるためのさらなる変革に貢献すると確信しており、同氏を取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

5



さか ね まさひろ
坂根 正弘

再 任
社 外
独 立 役 員

生 年 月 日

1941年 1 月 7 日生 78歳

取 締 役 在 任 期 間

5年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

5,418株(4,518株)

取締役会への出席回数

12/12回(100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1963年 4 月 株式会社小松製作所入社
2001年 6 月 同社 代表取締役社長
2007年 6 月 同社 代表取締役会長
2008年 6 月 野村ホールディングス株式会社 社外取締役
2008年 6 月 野村證券株式会社 社外取締役
2008年 6 月 東京エレクトロン株式会社 社外取締役
2010年 6 月 株式会社小松製作所 取締役会長
2011年 3 月 旭硝子株式会社 社外取締役
2013年 4 月 株式会社小松製作所 取締役相談役
2013年 6 月 同社 相談役(現在に至る)
2014年 6 月 当社 社外取締役(現在に至る)
2015年 6 月 鹿島建設株式会社 社外取締役(現在に至る)
2017年 6 月 当社 取締役会議長(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

坂根正弘氏は、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画いただいているほか、取締役会議長として、取締役会の議事進行に加え、社外取締役による会合での議論をリードするなど、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいております。なお、同氏は指名委員会委員長として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定を確保いただいております。同氏は、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいていることから、引き続き同氏を社外取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

6



オリビエ ボユオン

(Olivier Bohuon)

再 任
社 外
独 立 役 員

生 年 月 日

1959年 1 月 3 日生 60歳

取 締 役 在 任 期 間

6ヶ月

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

0株(0株)

取締役会への出席回数

1/2回(―%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1998年 1 月 スミスクライン・ピーチャム・ファーマシューティカルズ・フランス社 社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
2001年 1 月 グラクソ・スミスクライン・ファーマシューティカルズ・ヨーロッパ社 取締役兼欧州コマーシャルオペレーション担当シニア ヴァイス プレジデント
2003年 4 月 アボット・ラボラトリーズ社 欧州部門長兼コーポレート オフィサー
2006年 2 月 同社 コーポレート シニア ヴァイス プレジデント
2009年 7 月 同社 エグゼクティブ ヴァイス プレジデント
2010年 9 月 ピエール・ファールブル社 チーフ エグゼクティブ オフィサー
2011年 4 月 スミス&ネフュー社 チーフ エグゼクティブ オフィサー
2011年 6 月 ビルバック社 社外取締役
2015年 7 月 シャイアー社 社外取締役
2018年 7 月 スミス・グループ社 社外取締役(現在に至る)
2018年 8 月 レオ・ファーマ社 社外取締役兼副会長
2019年 1 月 当社社外取締役(現在に至る)
2019年 2 月 レオ・ファーマ社 社外取締役兼会長(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

オリビエ ボユオン氏はシャイアー社での社外取締役の経験から、同社のポートフォリオと関連する治療分野に深い専門性を有しておられます。同氏は、欧米のヘルスケア企業で重要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見と特にヘルスケア領域全般のマーケティングにつき高い専門性を有しておられます。同氏は、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいていることから、引き続き同氏を社外取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

7



イアン クラーク

(Ian Clark)

再	任
社	外
独	立 役 員

生 年 月 日

1960年 8 月27日生 58歳

取 締 役 在 任 期 間

6ヶ月

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

0株(0株)

取締役会への出席回数

1/2回(―%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

2005年12月 ジェネンテック社 コマーシャルオペレーション担当エグゼクティブ ヴァイス プレジデント
2009年 4 月 同社 グローバルマーケティング担当エグゼクティブ ヴァイス プレジデント、グローバル製品
戦略部門長兼チーフ マーケティング オフィサー
2010年 1 月 同社 取締役チーフ エグゼクティブ オフィサー兼北米コマーシャルオペレーション部門長
2016年12月 アジ奥斯・ファーマシューティカルズ社 社外取締役(現在に至る)
2017年 1 月 シャイアー社 社外取締役
2017年 1 月 コーバス・ファーマシューティカルズ社 社外取締役(現在に至る)
2017年 1 月 ガーダント・ヘルス社 社外取締役(現在に至る)
2017年11月 アプロバイオ社 社外取締役(現在に至る)
2018年 4 月 フォーティセブン社 社外取締役(現在に至る)
2019年 1 月 当社社外取締役(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

イアン クラーク氏はシャイアー社での社外取締役の経験から、同社のポートフォリオと関連する治療分野に深い専門性を有しておられます。同氏は、欧米のヘルスケア企業で重要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見と特にオンコロジー領域のマーケティングおよびヘルスケア企業におけるバイオ技術部門の運営に高い専門性を有しておられます。同氏は、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいていることから、引き続き同氏を社外取締役候補者としてたく存じます。

候補者
番号

8



ふじ もり よし あき
藤森 義明

再	任
社	外
独	立 役 員

生 年 月 日

1951年 7 月3日生 67歳

取 締 役 在 任 期 間

3年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

6,718株(4,518株)

取締役会への出席回数

12/12回(100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

2001年 5 月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア ヴァイス プレジデント
2008年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 代表取締役会長兼社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
2011年 3 月 日本GE株式会社 代表取締役会長
2011年 6 月 株式会社LIXIL 取締役
2011年 6 月 株式会社LIXILグループ 取締役
2011年 8 月 株式会社LIXIL 代表取締役社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
2011年 8 月 株式会社LIXILグループ 取締役代表執行役社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
2012年 6 月 東京電力株式会社(現東京電力ホールディングス株式会社) 社外取締役
2016年 1 月 株式会社LIXIL 代表取締役会長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
2016年 6 月 株式会社LIXILグループ 相談役(現在に至る)
2016年 6 月 当社 社外取締役(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

藤森義明氏は、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に関与することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいております。また、同氏は、報酬委員会委員として、グローバルに事業を展開する企業でのご経験に基づき意見を述べるなど、当社取締役報酬に関し、透明性ある意思決定を行うことに貢献いただいております。同氏は、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいていることから、引き続き同氏を社外取締役候補者としてたく存じます。

候補者
番号

9



スティーブン・ギリス

(Steven Gillis)

再	任
社	外
独	立 役 員

生 年 月 日

1953年 4月25日生 66歳

取 締 役 在 任 期 間

6ヶ月

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

0株(0株)

取締役会への出席回数

2/2回(—%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1981年 8月 イミュネクス社(現アムジェン社)創業者、取締役兼研究開発担当エグゼクティブ ヴァイス プレジデント
1988年 6月 イミュネクス・リサーチ&ディベロップメント社 社長兼チーフ オペレーティング オフィサー
1990年 7月 同社 社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
1993年 5月 イミュネクス社 チーフ エグゼクティブ オフィサー
1994年10月 コリクサ社(現グラクソ・スミスクライン社)創業者、取締役兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
1999年 1月 同社 取締役兼会長
2005年 8月 アーチ・ベンチャー・パートナーズ社 マネージング ディレクター(現在に至る)
2009年10月 パルマトリクス社 社外取締役(現在に至る)
2012年10月 シャイアー社 社外取締役
2016年 5月 VBIワクチン社 社外取締役兼会長(現在に至る)
2019年 1月 当社社外取締役(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

スティーブン・ギリス氏はシャイアー社での社外取締役の経験から、同社のポートフォリオと関連する治療分野に深い専門性を有しておられます。同氏は、生物学の博士号を有し、欧米のヘルスケア企業で重要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく免疫関連のヘルスケア事業に特に高い専門性を有しておられます。同氏は、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいていることから、引き続き同氏を社外取締役候補者として存じます。

候補者
番号

10



しが としゆき
志賀 俊之

再	任
社	外
独	立 役 員

生 年 月 日

1953年 9月16日生 65歳

取 締 役 在 任 期 間

3年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

6,318株(4,518株)

取締役会への出席回数

12/12回(100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1976年 4月 日産自動車株式会社入社
2000年 4月 同社 常務(執行役員)
2005年 4月 同社 最高執行責任者
2005年 6月 同社 取締役
2010年 5月 一般社団法人日本自動車工業会 会長
2013年11月 日産自動車株式会社 取締役副会長
2014年 4月 公益社団法人経済同友会 副代表幹事
2015年 6月 株式会社産業革新機構 代表取締役会長CEO
2016年 6月 当社 社外取締役(現在に至る)
2017年 6月 日産自動車株式会社 取締役(現在に至る)
2018年 9月 株式会社INCJ 代表取締役会長CEO(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

志賀俊之氏は、企業経営および我が国産業界にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいております。また、同氏は、報酬委員会委員長として、グローバルに事業を展開する企業でのご経験に基づき意見を述べるなど、当社取締役報酬に関し、透明性ある意思決定を行うことに貢献いただいております。同氏は、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいていることから、引き続き同氏を社外取締役候補者として存じます。

候補者
番号

11



ジャン=リュック ブテル
(Jean-Luc Butel)

新 任
社 外
独 立 役 員

生 年 月 日

1956年11月 8日生 62歳

取 締 役 在 任 期 間

3年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

6,532株(6,532株)

取締役会への出席回数

9/10回(90%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1994年 1月 日本ベクトン・ディッキンソン社 プレジデント
1998年 1月 ベクトン・ディッキンソン社 コーポレート・オフィサー グローバル大衆薬部門 プレジデント
1999年11月 ジョンソン・エンド・ジョンソン・インディペンデント・テクノロジー社 プレジデント
2003年 8月 メドトロニック社 コーポレート・オフィサー エグゼクティブ・コミティー・メンバー シニア・ヴァイス・プレジデント アジア・パシフィック部門 プレジデント
2008年 5月 同社 コーポレート・オフィサー エグゼクティブ・コミティー・メンバー エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント 国際事業部門グループ・プレジデント
2012年 2月 バクスター・インターナショナル社 コーポレート・オフィサー オペレーティング・コミティー・メンバー コーポレート・ヴァイス・プレジデント
2015年 1月 同社 国際事業部門 プレジデント
2015年 7月 K8グローバル社 グローバル・ヘルスケア・アドバイザー兼プレジデント(現在に至る)
2016年 6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現在に至る)
2017年 9月 ノボ・ホールディングス社 社外取締役(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

ジャン=リュック ブテル氏は、欧米の有力ヘルスケア企業における、グローバルなヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。同氏は2016年6月に監査等委員である社外取締役に就任し、当社経営に関与しております。同氏は、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献していることから、同氏を社外取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

12



くにや しろう
国谷 史朗

新 任
社 外
独 立 役 員

生 年 月 日

1957年 2月22日生 62歳

取 締 役 在 任 期 間

3年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

6,318株(4,518株)

取締役会への出席回数

12/12回(100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1982年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会)
1982年 4月 大江橋法律事務所入所
1987年 5月 ニューヨーク州弁護士登録
1997年 6月 サンスター株式会社 社外監査役
2002年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員(現在に至る)
2006年 6月 日本電産株式会社 社外監査役
2011年 4月 環太平洋法曹協会 会長
2012年 3月 株式会社ネクソン 社外取締役(現在に至る)
2012年 6月 株式会社荏原製作所 社外取締役(現在に至る)
2013年 6月 当社 社外監査役
2013年 6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役(現在に至る)
2016年 6月 当社 社外取締役(監査等委員長)(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

国谷史朗氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務・国際法務に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。また、同氏は指名委員会委員として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定を確保いただいております。同氏は、2013年6月より社外監査役として、2016年6月からは監査等委員長として当社経営に関与しております。同氏は、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献していることから、同氏を社外取締役候補者としたく存じます。

(注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者が所有する当社株式の数には、内数として表示している株式報酬制度（候補者のうちアンドリュー プランプ氏およびコンスタンティン サルウコス氏については、株式付与制度）に基づき在任中または退任時に交付される予定の株式の数（2019年3月31日現在）を含めて表示しております。

〔株式報酬制度等に基づく交付予定株式の数のご説明〕

当社は、当社取締役（社外取締役でない海外居住の取締役を除く）に対する株式報酬制度および国内外の当社グループ幹部に対する株式付与制度（以下、総称して「本制度」といいます）を採用しております。

社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役および海外居住の取締役を除く）（以下「業績連動報酬対象取締役」といいます）に対する株式報酬制度および国内外の当社グループ幹部に対する株式付与制度において候補者に交付される株式には、（ア）業績に連動しない固定部分（以下「固定部分」といいます）および（イ）業績に連動する変動部分（以下「業績連動部分」といいます）がありますが、各候補者の本制度に基づく交付予定株式の数には、このうち、当該候補者が将来交付を受ける当社株式の数が確定している（ア）固定部分にかかる当社株式の数のみを含めております。（イ）業績連動部分にかかる当社株式の数は、業績達成度に応じ0%～200%の範囲で変動するものであり、現時点において確定できないため、本制度に基づく交付予定株式の数には含めておりません。なお、業績連動報酬対象取締役に対する実際の株式交付は、（ア）固定部分および（イ）業績連動部分のいずれも、在任中の一定の時期に行われる予定です。

監査等委員である取締役および社外取締役（以下「業績連動報酬対象外取締役」といいます）に対する株式報酬制度において候補者に交付される株式は、（ア）固定部分のみであるため、当該候補者が将来交付を受ける当社株式の数が全て確定しているものとして、本制度に基づく交付予定株式の数に含めております。なお、業績連動報酬対象外取締役に対する実際の株式交付は、退任時に行われる予定です。

なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の50%に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却された上で、その売却代金が各候補者に交付される予定です。

3. 坂根正弘氏、オリビエ ボユオン氏、イアン クラーク氏、藤森義明氏、スティーブン ギリス氏、志賀俊之氏、ジャン＝リュック プテル氏および国谷史朗氏は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者であります。なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」（同基準は13頁に記載のとおりです。）を定め、この基準をもとに社外取締役を選任しており、各氏は株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所の独立役員の要件を満たしております。当社は、各氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
4. 当社は、国谷史朗氏の兼職先であります弁護士法人大江橋法律事務所の他の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引金額が当社および同事務所の売上高に占める比率はいずれも1%未満です。また、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。
5. 坂根正弘氏が社外取締役を務める鹿島建設株式会社は、2018年3月、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の独占禁止法違反容疑で、同社および同社社員1名が起訴されました。坂根正弘氏は、事前には当該事案を認識しておりませんでしたが、日頃から、同社取締役会等においてコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底について意見表明を行っております。当該事案の容疑を知り得た後においては事実関係の調査を要請するとともに、同社グループ全体のコンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進等について意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
6. 志賀俊之氏が取締役を務めている日産自動車株式会社は、2017年9月から11月にかけて同社国内車両製造工場において完成検査に係る不適切な取扱いがなされていた事実に関し、2018年3月に国土交通省より業務改善指示を受けております。また、同社は、2018年12月10日および2019年1月11日、カルロス ゴーン元取締役会長およびグレッグ ケリー元代表取締役が金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出罪）により起訴されたことに伴い、会社としても起訴されました。加えて、カルロス ゴーン元取締役会長は、2019年1月11日および4月22日に、会社法違反（特別背任罪）により起訴されております。なお、これらはいずれも司法手続継続中であります。
7. 当社は、坂根正弘氏、オリビエ ボユオン氏、イアン クラーク氏、藤森義明氏、スティーブン ギリス氏、志賀俊之氏、ジャン＝リュック プテル氏および国谷史朗氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しております。坂根正弘氏、オリビエ ボユオン氏、イアン クラーク氏、藤森義明氏、スティーブン ギリス氏および志賀俊之氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、ジャン＝リュック プテル氏および国谷史朗氏の監査等委員でない取締役としての選任が承認された場合、当社は両氏との間上記責任限定契約を改めて締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役、国谷史朗およびジャン＝リュック ブテルの2名が辞任いたしますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者 東恵美子およびミシェル オーシンガーは、監査等委員である取締役 国谷史朗およびジャン＝リュック ブテルの補欠として選任をお願いするものでありますので、両候補者の任期は当社定款の定めにより選任する両監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の地位および担当	取締役 在任期間	取締役会 出席回数
1	ひがし 東 恵美子	新 任 社外 独立 取締役	3年	12回/12回 (100%)
2	ミシェル オーシンガー (Michel Orsinger)	新 任 社外 独立 取締役	3年	12回/12回 (100%)

候補者
番号

1

生 年 月 日

1958年11月 6 日生 60歳

取 締 役 在 任 期 間

3年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

6,532株(6,532株)

取締役会への出席回数

12/12回(100%)



ひがし えみ こ
東 恵美子

新 任
社 外
独 立 役 員

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1988年 2 月 ワッサーズ・ペレラ社 ディレクター
1994年 5 月 メリルリンチ社 投資銀行部門担当マネージング ディレクター
2000年 4 月 ギロ・ベンチャーズ社 チーフ エグゼクティブ オフィサー
2003年 1 月 東門パートナーズ社 マネージング ディレクター(現在に至る)
2010年11月 KLAテンコア社 社外取締役(現在に至る)
2014年10月 インベンセンス社 社外取締役
2016年 6 月 メットライフ生命保険株式会社 社外取締役(現在に至る)
2016年 6 月 当社 社外取締役(現在に至る)
2017年 5 月 ランバス社 社外取締役(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

東恵美子氏は、ヘルスケア・テクノロジー・金融業界についてのグローバルで高度な知識と幅広い経験をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいております。また、同氏は指名委員会委員として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定を確保いただいております。
監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保、中長期的な企業価値の創出の実現および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立を期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者としてたく存じます。

候補者
番号

2

生 年 月 日

1957年 9月15日生 61歳

取締役在任期間

3年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

6,532株(6,532株)

取締役会への出席回数

12/12回(100%)



ミシェル オーシンガー
(Michel Orsinger)

新 任
社 外
独 立 役 員

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1996年 1 月 ノバルティス社大衆薬部門 サンド・ニュートリショングループ東欧地域担当責任者
1997年 7 月 同社 大衆薬部門 グローバルメディカルニュートリション担当責任者
1999年 9 月 同社 大衆薬部門 欧州・中東・アフリカ地域担当責任者
2001年 3 月 同社 大衆薬部門グローバル責任者
2004年10月 シンセス社(現ジョンソン・エンド・ジョンソン社)チーフ オペレーティング オフィサー
2007年 4 月 同社 社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
2012年 6 月 ジョンソン・エンド・ジョンソン社 デビューシンセス グローバル整形外科領域部門会長
2012年 6 月 同社 グローバルマネジメントチームメンバー
2016年 6 月 当社 社外取締役(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

ミシェル オーシンガー氏は、欧米の有力ヘルスケア企業における、グローバルなヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することと、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいております。
監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保、中長期的な企業価値の創出の実現および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立を期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者としたく存じます。

(注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者が所有する当社株式の数には、内数として表示している株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式の数(2019年3月31日現在)を含めて表示しております。かかる交付予定株式の数につきましては、「第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)12名選任の件」の(注)2中の「株式報酬制度等に基づく交付予定株式の数のご説明」をご参照ください。

3. 東恵美子氏およびミシェル オーシンガー氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」(同基準は以下に記載のとおりです。)を定め、この基準をもとに社外取締役を選任しており、両氏は株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所の独立役員の要件を満たしております。当社は、両氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

4. 当社は、東恵美子氏およびミシェル オーシンガー氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しております。両氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

【ご参考】社外取締役の独立性に関する基準

当社は、招聘する社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としつつ、次の資質に関する要件を満たすことを重視して判断します。

すなわち、当社では、医薬品事業をグローバルに展開する当社において、多様な役員構成員の中にあっても、事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保のために積極的に、当社の重要案件について、その本質を質し、改善を促し、提言・提案を発する活動を継続して行うことにより、確固たる存在感を発揮していただける方が、真に社外取締役として株主の期待に応え得る人物であると考え、かかる人物に求められる資質に関する基準として、以下の項目の(1)から(4)のうちの2項目以上に該当することを要件とします。

- (1) 企業経営の経験に基づく高い識見を有する
- (2) 会計、法律等の専門性の高い分野において高度な知識を有する
- (3) 医薬品事業またはグローバル事業に精通している
- (4) 多様な価値観を理解し、積極的に議論に参加できる高い語学力や幅広い経験を有する

【第4号議案乃至第6号議案に係る取締役の報酬制度に関するご説明】

第4号議案および第5号議案は、当社の業績を最大化し、Shire plcとの統合の完了の成功を確かなものとするために、取締役の報酬の水準および報酬体系をグローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業として最も進んだ内容とすることを目的としております。

なお、取締役のうち、下記「1. 業績連動報酬対象取締役の報酬制度」につきましては、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会でご承認いただいた取締役の報酬制度を基本的に維持するものであり、下記「2. 業績連動報酬対象外取締役の報酬制度」につきましては、基本報酬と、それぞれの役割に照らして適正な範囲で（業績との連動性がない）株式報酬を付与する制度とで構成いたします。

第6号議案につきましては、2018年度の実績（海外居住の実績を除く）に支給する取締役賞与に関する議案であります。

1. 業績連動報酬対象取締役の報酬制度

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下「業績連動報酬対象取締役」という）の報酬は、定額の「基本報酬」と、設定された業績評価指標等の達成度等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成いたします。「業績連動報酬」はさらに、事業年度ごとの連結業績等に基づく賞与（注1）と、3か年にわたる中長期的な業績および当社株価に連動する長期インセンティブプラン（株式報酬）（注2）とで構成いたします。第4号議案は、当社の業績と取締役の報酬との間の連動をさらに強めることを目的として、基本報酬に対する業績連動報酬の割合を増やすことなどを提案するものです。

2. 業績連動報酬対象外取締役の報酬制度

監査等委員である取締役および社外取締役（以下「業績連動報酬対象外取締役」という）の報酬は、定額の「基本報酬」と、業績に支給額が連動しない「非業績連動報酬」とで構成いたします。「非業績連動報酬」は、業績連動報酬対象外取締役のそれぞれの役割に照らし、業績に連動せず当社株価にのみ連動する長期インセンティブプラン（株式報酬）（注3）とします。第4号議案および第5号議案は、非業績連動報酬の交付時期につき、在任中に交付される社内取締役と一貫させることを目的として、退任時から、その算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に変更することなどを提案するものです。

- （注1）業績連動報酬対象取締役の賞与制度は、年間計画に基づき設定した業績評価指標（連結売上収益、Core Earnings、1株当たり純利益（EPS）等）の達成度等により、各取締役の業務執行の内容や責任に基づき算出される賞与標準額に対して、0%～200%の間で変動させる内容となっております。なお、使用人兼務取締役については、担当部門の業績目標の達成度等も反映し、変動させております。
- （注2）業績連動報酬対象取締役の株式報酬制度は、業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした仕組みとし、業績に連動する株式報酬部分につきましては、中長期的な企業価値の増大に対するコミットメントを高めるべく、業績目標（透明性・客観性を有する指標である連結売上収益、フリーキャッシュフロー、各種収益指標、研究開発指標、統合の完結に関する評価指標等）の達成度等に応じて、一定時期において、各取締役の業務執行の内容や責任に基づき算出される標準額に対して0%～200%の間で変動させることといたします。
- （注3）業績連動報酬対象外取締役の株式報酬は、株主の皆様と当社の利益および企業価値に対する責任を共有することを一貫させるために、基本報酬の100%程度を上限とし、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保し、短期の業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、会社業績等にかかわらず支給額が一定の金額相当の株式報酬を、基準ポイントの付与日から3年経過後に給付することといたします。

監査等委員でない取締役		監査等委員である取締役	
社内取締役	社外取締役	社内取締役	社外取締役
業績連動報酬対象取締役		業績連動報酬対象外取締役	
本プランⅠ*	本プランⅡ*	本プランⅢ*	
第4号議案		第5号議案	

※本プランⅠ、Ⅱについては第4号議案を、本プランⅢについては第5号議案を、それぞれご参照ください。

なお、当社では、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するために、取締役会の諮問機関として、社外の委員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しており、本制度改定につきましても、取締役会決議に先立ち、同委員会の審議を経ております。

以上により、第4号議案および第5号議案を本株主総会に提出する次第であります。

なお、上記のとおり報酬制度としては、業績連動報酬対象取締役（監査等委員である取締役および社外取締役以外の取締役）と業績連動報酬対象外取締役（監査等委員である取締役および社外取締役）とで内容を区別しておりますが、下記第4号議案および第5号議案においては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別する形で議案を提出いたしております。

本株主総会においてこれらの各議案が承認可決された場合、「取締役報酬の基本方針」は以下のとおりとなります。

取締役報酬ポリシー

1. 基本方針

2. 報酬水準の考え方

3. 報酬の構成

■ 標準的な監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）報酬構成モデル。

基本報酬	賞与 基本報酬の100%-250%程度*	長期インセンティブプラン (株式報酬) 基本報酬の200%-600%程度*
固定報酬	業績連動報酬	

* 賞与および長期インセンティブプランの基本報酬に対する割合は、ポジションに応じて決まります。

当社の取締役報酬制度は、当社経営の方針を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの原則（プリンシプル）に沿って、以下を基本方針としております。

- ◆ 「ビジョン2025」の実現に向けた優秀な経営陣の確保・リテンションと動機付けに資するものであること
- ◆ 常に患者さんを中心とする当社のバリュー（価値観）をさらに強固なものとする一方で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ◆ 会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ◆ 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること
- ◆ タケダイズムの不屈の精神に則り、取締役のチャレンジ精神を促すものであること
- ◆ ステークホルダーの信頼と支持を得られるよう、透明性のある適切な取締役報酬ガバナンスを確立すること

企業価値を追求する、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業への変革を牽引し続ける人材を確保・リテンするため、グローバルに競争力のある報酬水準を目標とします。

取締役報酬の水準については、グローバルに事業展開する主要企業の水準を参考に決定しています。具体的には、外部調査機関の調査データを活用した上で、取締役の役職毎に、当社の競合となる主要なグローバル製薬企業の報酬水準および米国・英国・スイスの主要企業の報酬水準をベンチマークとしています。

3-1. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成します。「業績連動報酬」はさらに、事業年度ごとの連結業績等に基づく「賞与」と、3か年にわたる長期的な業績および当社株価に連動する「長期インセンティブプラン」（株式報酬）で構成します。当社取締役と当社株主の利益を一致させ、中長期的に企業価値の増大を目指すため、業績連動報酬のうち特に長期インセンティブプランの割合を高めています。なお、比較対象企業群や主要な産業と並ぶよう長期インセンティブプランの割合を2018年度比で増加させました。取締役報酬のうち「賞与」および「長期インセンティブプラン」は、会社の業績にあわせて変動するようその割合を高めています。グローバルに事業展開する企業の報酬構成を参考に、「賞与」は基本報酬の100%～250%程度、「長期インセンティブプラン」は基本報酬の200%～600%程度とします。

■ 標準的な監査等委員でない社外取締役の報酬構成モデル。

■ 標準的な監査等委員である取締役の報酬構成モデル。

4. 業績連動報酬

3-2. 監査等委員でない社外取締役

監査等委員でない社外取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と「長期インセンティブプラン（株式報酬）」とで構成します。長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、2019年度以降新たに付与される株式報酬は算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付または給付され、交付された株式については退任時までその75%を保有することを求めています（なお、2018年度以前に付与された株式報酬は退任時に交付または給付されます）。賞与の支給はありません。取締役会議長、報酬委員会委員長、指名委員会委員長には、基本報酬に加えて手当が支給されます。

現在の報酬構成は、「基本報酬」を基準として「長期インセンティブプラン」は基本報酬の100%程度を上限としております。

基本報酬	長期インセンティブプラン (株式報酬)
議長・委員長には、手当をあわせて支払います	基本報酬の上限100%程度
固定報酬	

3-3. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と「長期インセンティブプラン」（株式報酬）とで構成します。長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、2019年度以降新たに付与される株式報酬は算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付または給付され、交付された株式については退任時までその75%を保有することを求めています（なお、2018年度以前に付与された株式報酬は退任時に交付または給付されます）。賞与の支給はありません。監査等委員である社外取締役には、基本報酬に加えて手当が支給されます。現在の報酬構成は、「基本報酬」を基準として「長期インセンティブプラン」は基本報酬の100%程度を上限としております。

基本報酬	長期インセンティブプラン (株式報酬)
社外取締役には、委員会手当をあわせて支払います	基本報酬の上限100%程度
固定報酬	

4-1. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）

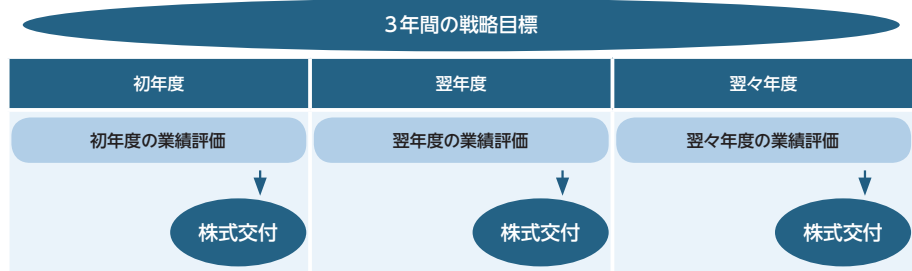
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の長期インセンティブプランについては、中長期的な企業価値の増大に対するコミットメントを高めるべく、60%を業績連動型株式報酬（Performance Shares）制度および40%を譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした仕組みを導入し、報酬と会社業績や株価との連動性を高めています。長期インセンティブプランに用いる業績指標は、最新の中長期的な業績目標（3年度後の3月期の目標値）に連動させるとともに、透明性・客観性のある指標である連結売上収益、フリーキャッシュフロー、各種収益指標、研究開発指標、統合の完結に関する評価指標等を採用します。なお、業績連動部分は業績指標の目標達成度等に応じて0%～200%（目標：100%）の比率で変動します。2019年度以降新たに付与される株式報酬（業績連動型報酬も含む）については、株式が交付されてから2年間の保有期間を設けています。

各年度の業績に応じた長期インセンティブプラン（株式報酬）のイメージ



監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対し、株主の期待に沿った企業戦略に直結する特別業績連動型株式報酬を状況に応じて支給することがあります。特別業績連動型株式報酬の業績指標は、3年間にわたり各年度ごとに独立して設定され、かかる株式報酬は、各年度の業績に基づき、交付または給付されます。特別業績連動型株式報酬により交付された株式については、交付後の保有期間は設定されません。

特別業績連動型株式報酬のイメージ



年次賞与

年次計画達成へのインセンティブを目的として賞与を付与します。賞与は、業績指標として採用する連結売上収益、コア・アーニングス、Core EPS等の単年度の目標達成度を総合的に勘案して、0%～200%（目標：100%）の比率で変動します。CEOについては全社業績指標を100%としています。責任部門をもつその他の取締役については、75%を全社業績指標と連動させ、武田グループ全体の目標へ向かう原動力となるように構成しています。

4-2. 監査等委員である取締役および社外取締役

監査等委員である取締役および社外取締役の長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、2019年度以降新たに付与される株式報酬は算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付または給付され、交付された株式については退任時までその75%を保有することが求められます（なお、2018年度以前に付与された株式報酬は退任時に交付または給付されます）。賞与の支給はありません。

役員報酬制度の全体像

		監査等委員でない取締役		監査等委員である取締役	
		社内取締役	社外取締役	社内取締役	社外取締役
基本報酬		●	●	●	●
賞与		● ²			
長期インセンティブプラン (株式報酬)	業績連動 ¹	● ^{3,4}			
	非業績連動	● ⁴	● ⁵	● ⁵	● ⁵

^{*1} 特別業績連動型株式報酬を含む

^{*2} 単年度の連結売上収益、コア・アーニングス、Core EPS等の単年度の目標達成度を総合的に勘案し、0%～200%の比率で変動

^{*3} 3年度後の目標値に対する連結売上収益、フリーキャッシュフロー、各種収益指標、研究開発指標、統合の統合に関する評価指標等に応じ、0%～200%の比率で変動

^{*4} 在任中

^{*5} 算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付

5. ガバナンス

当社取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外委員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しています。取締役の報酬水準、報酬の構成および業績連動報酬（長期インセンティブプランおよび賞与）の目標設定等は、報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。また、取締役会決議をもって、監査等委員でない社内取締役の個別の報酬額の決定を報酬委員会に委任することとしており、個別の報酬の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。取締役報酬の基本方針を変更する際には、タケガイズムに則り、株主価値の創出を目指すとともに、取締役が果たすべき役割と責任に応じた報酬制度とします。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度に係る額および内容の一部改定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く）を対象とした株式報酬制度（以下本議案において「本制度」という）の導入についてご承認をいただいておりますが、その内容の一部改定（以下本議案において「本制度改定」といい、本制度改定前の本制度を「旧制度」という）を行いたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本制度のうち、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役および海外居住の取締役を除く。以下本議案において「社内取締役」という）に対する株式報酬は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的とするものです。また、本制度のうち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）に対する株式報酬は、社外取締役の役割に照らして、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保し、短期の業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、業績と連動させることはせず、加えて、その在任中の株式保有を促進させることで、株主の皆様との利害共有意識および当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的としており、本制度改定後の本制度の内容は、それぞれ相当であると考えております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く）の員数は11名（うち社外取締役の員数は8名）となります。

2. 本制度改定の内容

2019年度における本制度の継続にあたり、本制度につき以下の点を一部改定します。本議案が原案どおり承認可決された場合、本制度改定は2019年度に新たに設定する信託にのみ適用され、旧制度のもとで既に設定されている信託に影響を与えるものではありません（本制度において、社内取締役に対するプランを以下本議案において「本プランⅠ」といい、社外取締役に対するプランを以下本議案において「本プランⅡ」という。詳細は下記3. (2) 以降のとおり）（なお、当社は、2020年度以降の各事業年度においても、2019年度に設定される信託と同様に、信託期間を3年間とする信託を設定することにより（「設定」には、信託の信託期間を延長して既存の信託を継続利用することを含む。以下本議案において同じ）、本制度改定後の本制度に基づくインセンティブプランを実施することがあります）。ただし、本プランⅡに関して、当社は、2019年度に新たに設定する信託のもとで、2018年12月5日開催の臨時株主総会において選任され、2019年1月8日付で就任した社外取締役に対して、当該就任日から本株主総会の前日までの期間を対象とする基準が

イント（以下本議案において「事後評価基準ポイント」という）および2019年7月1日に当社取締役として在任することを条件として本株主総会以降の期間を対象とする基準ポイント（年間株式報酬用の基準ポイントのことをいう。下記3. (3) のとおり）を付与するものとします。そして、事後評価基準ポイント、当該事後評価基準ポイントに基づいて算定される株式交付ポイントおよび当該株式交付ポイントに対応する当社株式等（下記④のとおり）の交付等（下記④のとおり）については、旧制度が適用されるものとします。

① 拠出する金員の上限額の変更

社内取締役を対象とする本プランI（下記3. (1) のとおり）について、業績目標の達成度等に応じて交付される株式の割合を高めるとともに、特別かつ一時的な業績連動型株式報酬を導入することを目的として、当社が拠出する金員の上限額を、本制度の対象期間（下記3. (2) のとおり）である3事業年度ごとに合計27億円から合計45億円に増額するとともに、社内取締役が取得する当社株式等の数の上限を増加するものであります。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、連続する3事業年度ごとに合計48億円（本プランIに関して45億円、本プランIIに関して3億円（事後評価基準ポイントを基礎に算定される報酬等を含みます。以下、本議案において同じ。））を上限とする金員を、取締役に対する報酬等として拠出することになります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

② 社内取締役に対する特別かつ一時的な業績連動型株式報酬の導入

本プランIについて、当社とShire plc（以下本議案において「シャイアー社」という）との統合の成功および社内取締役による今後3年間の貢献の実現に深く関連する特別かつ一時的な業績連動型株式報酬を導入するものであります。特別かつ一時的な業績連動型株式報酬で用いる業績指標は、シャイアー社との統合に関するマイルストーンに関連するものとし、別途、報酬委員会の審議および取締役会決議を経て決定いたします。このように、当社は、この重要な期間において、社内取締役による十分な貢献によりシャイアー社との統合の成功を確かなものと考えたいと考えております。特別かつ一時的な業績連動型株式報酬で用いる業績評価指標とそれに対する業績は、3年間にわたって毎年それぞれ決定され、該当期間における業績が決定された後、交付等される当社株式等が確定するものとします。

③ 年間株式報酬用の株式交付ポイントの算定式の変更

本プランIについて、社内取締役の報酬等と当社の業績および株価との関連性を強めるとともに、当社の中長期的な企業価値の増大に対する貢献意識をより一層高めることを目的として、年間株式報酬用の基準ポイント（下記3. (3) のとおりであり、実質的には旧制度のもとで算定される基準ポイントと同一であります）を利用した株式交付ポイントの算定式において業績連動型株式報酬の割合を50%から60%に変更するものであります。なお、本プランIIについては、かかる変更は行われません。

④ 社外取締役に対する株式等の交付等の時期の変更

社外取締役を対象とする本プランII（下記3. (1) のとおり）について、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する社外取締役の貢献意識をより一層高めることを目的として、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下本議案において「当社株式等」という）の交付および給付（以下本議案において「交付等」という）を行う時期を退任時から、基準ポイント（下記3. (3) のとおり）の付与日から3年経過後に変更するものであります。また、かかる変更を受けて、社外取締役が退任した場合（自己都合により退任した場合または解任された場合を除く）においても、退任後も対象期間の満了まで、社外取締役として在任し続けた場合と同様に、株式交付ポイントが付与され、本信託（下記3. (2) のとおり）から株式交付ポイントに応じた数の当社株式等の交付等を受けることができます。ものとします。

3. 改定後の本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、信託を通じて当社株式が取得され、当該信託を通じて取締役（監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く。以下本議案において同じ）に当社株式から生じる配当金相当額とともに当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

- ＜本プランⅠ＞ 社内取締役
- ＜本プランⅡ＞ 社外取締役

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

(ア) 当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり）

- ＜本プランⅠ＞ 3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに合計45億円
- ＜本プランⅡ＞ 3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに合計3億円

(イ) 本議案の対象者が取得する当社株式等の数の上限（下記（3）のとおり）

- ＜本プランⅠ＞
上限となる株式数は、3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに当社が本プランⅠとして本信託に拠出する金員の上限額である45億円を、当該対象期間に係る本信託が設定された年の7月1日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数。
- ＜本プランⅡ＞
上限となる株式数は、3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに当社が本プランⅡとして本信託に拠出する金員の上限額である3億円を、当該対象期間に係る本信託が設定された年の7月1日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数。

(ウ) 本議案の対象者が取得する当社株式の取得方法（下記（3）のとおり）

本プランⅠ・Ⅱのいずれも、当社株式は株式市場から取得予定。
したがって、発行済株式につき株式価値の希薄化は生じません。

③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり）

- ＜本プランⅠ＞
 - ・対象期間における各事業年度または最終事業年度まで（いずれも3月期）の連結売上収益、フリーキャッシュフロー、各種収益指標、研究開発指標、統合の完結に関する評価指標等に対する達成度等に応じて変動
- ＜本プランⅡ＞
 - ・業績に連動しない（一定）

④本議案の対象者に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり）

- ＜本プランⅠ＞
年間株式報酬について
 - ・年間株式報酬用の基準ポイントの40%に相当する株式等は毎年交付
 - ・年間株式報酬用の基準ポイントのうち残りの60%に相当する株式等については3事業年度経過後に業績目標の達成度等に応じて交付
 - ・当社は、株式保有ガイドラインにおいて、社内取締役は本制度に基づいて交付された年間株式報酬について、当該交付が行われた日から2年間、継続保有しなければならない旨を定めております。
- 特別かつ一時的な業績連動型株式報酬について
 - ・特別かつ一時的な業績連動型株式報酬用の基準ポイントの全てについて統合の完結に関する評価指標等の業績目標の達成度等に基づいて毎年交付

＜本プランⅡ＞（年間株式報酬のみ）

- ・ 基準ポイントの付与日から3年経過後に交付
- ・ 当社は、株式保有ガイドラインにおいて、社外取締役は本制度に基づいて交付された当社株式について、在任期間中はその75%以上を継続保有しなければならない旨を定めております。

※本プランⅠ・Ⅱのいずれも、換価処分する株式（この場合、対象者には換価処分金相当額を給付する）を含みます。

（2） 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（2020年3月末日で終了する事業年度に継続される本制度については同事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とする。以下本議案において「対象期間」という）ごとに合計48億円（本プランⅠに関して45億円、本プランⅡに関して3億円）を上限とする金員を、取締役に対する報酬等として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（本プランⅠと本プランⅡそれぞれにつき設定される。以下本議案において「本信託」という）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、社内取締役に対しては、信託期間中の毎年、株式交付ポイントの付与および当社株式等の交付等を行い、社外取締役に対しては、株式交付ポイントの付与を行い、基準ポイントの付与日から3年経過後に当社株式等の交付等を行います。

また、当社は、本制度改定後の本制度に従って2019年度に本信託を設定しますが、2020年度以降の各事業年度においても、2019年度に設定される本信託と同様に、信託期間を3年間とする本信託を設定することにより、本制度に基づくインセンティブプランを実施することがあります。

本プランⅠと本プランⅡそれぞれにつき、1事業年度あたりに設定する本信託の数は1個とし、每事業年度において本信託を設定した場合には、最大で3個の本信託が併存することになります（ただし、各事業年度の7月1日より後に就任した取締役に当該事業年度を初年度とする対象期間に係る本制度を適用する場合等は、1事業年度において複数の本信託を設定することがあります。この場合も各事業年度において設定する複数の本信託に拠出する金員の合計額は、48億円（本プランⅠに関して45億円、本プランⅡに関して3億円）を超えないものといたします）。

本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3事業年度延長し、当該延長された3事業年度を対象期間として、上記と同様に基準ポイントおよび株式交付ポイントの付与ならびに当社株式等の交付等を行います。なお、信託期間の延長に際して追加拠出を行う場合において、延長前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く）および金銭（以下本議案において「残存株式等」という）があるときは、追加拠出できる金員の上限額は、48億円（本プランⅠに関して45億円、本プランⅡに関して3億円）から残存株式等の価額を控除した額とします。

また、信託期間が満了し、上記に従った延長がなされない場合において、受益者要件を満たす可能性のある社外取締役が在任しているときには、それ以降、当該社外取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該社外取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（3） 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

当社は、各取締役の職務の内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、社内取締役においては当社業績目標の達成度等に応じて算出される「株式交付ポイント」を、社外取締役においては当社業績目標の達成度等にかかわらず一定数の「株式交付ポイント」を、それぞれ付与します。本制度のもとで各取締役に対して交付される当社株式の数は、各取締役に付与された株式交付ポイント1ポイントあたり、1株として決定されます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、株式交付ポイント1ポイントあたりに交付が行われる当社

株式の数を合理的な方法により調整します。

具体的には、まず、本信託設定年度の7月1日に取締役として在任する者には、以下の算定式に従って基準ポイントが付与されます。ただし、特別かつ一時的な業績連動型株式報酬用の基準ポイントは、社内取締役にに対してのみ付与されるものとします。また、事後評価基準ポイントは、2018年12月5日開催の臨時株主総会において選任され、2019年1月8日付で就任した社外取締役にに対して付与されるものとします。

(基準ポイントの算定式)

・年間株式報酬用の基準ポイント

基本報酬年額 × 年間株式報酬用のターゲット比率 ÷ 本信託設定年度の7月1日の東京証券取引所における当社株式の終値 (当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値)

・特別かつ一時的な業績連動型株式報酬用の基準ポイント

基本報酬年額 × 特別かつ一時的な業績連動型株式報酬用のターゲット比率 ÷ 本信託設定年度の7月1日の東京証券取引所における当社株式の終値 (当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値)

・事後評価基準ポイント

旧制度に基づいて算定されます。

※ 小数点以下の端数は切捨

※ 基本報酬年額やターゲット比率は、各取締役の職務の内容や責任、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合などを考慮して決定します。

〈本プランIIにおける株式交付ポイントの算定〉

上記に従って基準ポイントの付与を受けた者のうち、本信託設定の翌年度から3年度後までの各年6月1日に社内取締役として在任する者には、以下の算定式に従って株式交付ポイントの付与が行われます。

(社内取締役に付与される株式交付ポイントの算定式)

① 本信託設定の翌年度および翌々年度

[当初の年間株式報酬用の基準ポイント × 40% × 1/3] + [当初の特別かつ一時的な業績連動型株式報酬用の基準ポイント × 1/3 × 業績連動係数 (a)]

② 本信託設定の3年度後

[当初の年間株式報酬用の基準ポイント × 40% × 1/3] + [当初の年間株式報酬用の基準ポイント × 60% × 業績連動係数 (b)] + [当初の特別かつ一時的な業績連動型株式報酬用の基準ポイント × 1/3 × 業績連動係数 (a)]

※ 業績連動係数 (a) と業績連動係数 (b) は、特別かつ一時的な業績連動型株式報酬用と年間株式報酬用とで、それぞれ異なるものが用いられます。

※ 小数点以下の端数が生じた場合、本信託設定の翌年度および翌々年度の株式交付ポイントについては当該端数を切り捨てるものとし、当該端数の合計数 (ただし、当該合計数の小数点以下の端数は切捨) を本信託設定の3年度後の株式交付ポイントに加算します。

※ 業績連動係数は、本信託設定時に設定する対象期間の各事業年度または最終事業年度まで (いずれも3月期) の連結売上収益、フリーキャッシュフロー、各種収益指標、研究開発指標、統合の完結に関する評価指標等の達成度等に基づき、0%～200%の範囲で決定します。ただし、社内取締役が退任後、監査等委員である取締役に就任する場合は、対象期間における当社業績目標の達成度等にかかわらず、業績連動係数を100%として計算するものとします。

※ 業績目標の達成度の評価は、報酬委員会の審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。

※ 社内取締役に付与された基準ポイント数は、各事業年度における株式交付ポイントの算定時に、当該算定に用いられた基準ポイント数相当分 (上記の算定式中 [] により算出されるもの) だけ減少します。

なお、社内取締役が退任した場合 (自己都合により退任した場合または解任された場合を除く) においては、退任後も対象

期間の満了まで、社内取締役として在任し続けた場合と同様に、株式交付ポイントが付与され、本信託から株式交付ポイントに応じた数の当社株式等の交付等を受けることができます。

〈本プランⅡにおける株式交付ポイントの算定〉

上記に従って基準ポイントの付与を受けた者のうち、本信託設定の翌年度の6月1日に社外取締役として在任する者には、以下の算定式に従って株式交付ポイントの付与が行われます。なお、以下の株式交付ポイントに加えて、旧制度の下で事後評価基準ポイントに基づいて算定される株式交付ポイントが、2018年12月5日開催の臨時株主総会において選任され、2019年1月8日付で就任した社外取締役に對して付与されるものとします。

(社外取締役に付与される株式交付ポイントの算定式)

当初の年間株式報酬用の基準ポイント × 100%

※ 社外取締役に付与された基準ポイント数は、株式交付ポイントの算定時に、その全数が減少します。

なお、社外取締役に選任した場合（自己都合により退任した場合または解任された場合を除く）においては、退任後も対象期間の満了まで、社外取締役に對して在任し続けた場合と同様に、株式交付ポイントが付与され、本信託から株式交付ポイントに応じた数の当社株式等の交付等を受けることができます。

また、本プランⅠまたは本プランⅡにおいて、本信託の信託期間中、本信託により、取締役に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は、対象期間ごとに、①当社が本信託に拠出する金員の上限額である48億円（本プランⅠに関して45億円、本プランⅡに関して3億円）を、②本信託が設定された年の7月1日の東京証券取引所における当社株式の終値（当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値）で除して得られる数（小数点以下の端数は切捨）とします。

(4) 取締役に對する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した社内取締役は、信託期間中の毎年、所定の受益者確定手続を行うことにより、株式交付ポイントの付与を受けた一定期間後に、当該株式交付ポイントに對する当社株式の50%（単元未満株式数は切捨）について交付を受け、また、残り（上記の切り捨てられた単元未満株式数相当分を含む）については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

受益者要件を充足した社外取締役は、基準ポイントの付与日から3年経過後に、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該基準ポイントに基づいて算定される株式交付ポイントに對する当社株式の50%（単元未満株式数は切捨）について交付を受け、また、残り（上記の切り捨てられた単元未満株式数相当分を含む）については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。ただし、2018年12月5日開催の臨時株主総会において選任され、2019年1月8日付で就任した社外取締役は、旧制度の下、退任時に、事後評価基準ポイントに基づいて算定される株式交付ポイントに對する株式および金銭の給付を受けることができます。

なお、信託期間中に取締役に死亡した場合には、当該取締役に對する相続人が、当該取締役に付与されるべき株式交付ポイントに對する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該金銭の給付を受けることになります。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託を設定する都度、取締役会において定めます。

第5号議案

監査等委員である取締役に対する株式報酬制度に係る内容の一部改定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役（以下本議案において「監査等委員」という）を対象とした株式報酬制度（以下本議案において「本制度」という）の導入についてご承認をいただいておりますが、その内容の一部改定（以下本議案において「本制度改定」という）を行いたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本制度は、監査等委員を対象に、監査等委員の役割に照らして、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保し、短期の業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、業績と連動させることはせず、当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的としており、本制度改定後の本制度の内容は相当であると考えております。

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる監査等委員の員数は4名となります。

2. 本制度改定の内容

2019年度における本制度の継続にあたり、本制度につき以下の点を一部改定します。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、本制度改定は2019年度に新たに設定する信託にのみ適用され、本制度のもとで既に設定されている信託に影響を与えるものではありません（なお、当社は、2020年度以降の各事業年度においても、2019年度に設定される信託と同様に、信託期間を3年間とする信託を設定することにより（「設定」には、信託の信託期間を延長して既存の信託を継続利用することを含む。以下本議案において同じ）、本制度改定後の本制度に基づくインセンティブプランを実施することがあります）。

① 信託の対象期間の変更

監査等委員を対象とする本プランⅢ（下記3. (1) のとおり）について、本制度の対象期間（下記3. (2) のとおり）を2事業年度から3事業年度に変更するものであります。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、連続する3事業年度ごとに合計2億円を上限とする金員を、取締役に対する報酬等として拠出することになります。

② 株式等の交付等の時期の変更

本プランⅢについて、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する監査等委員の貢献意識をより一層高めることを目的として、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下本議案において「当社株式等」という）の交付および給付（以下本議案において「交付等」という）を行う時期を退任時から、基準ポイント（下記3. (3) のとおり）の付与日から3年経過後に変更するものであります。また、かかる変更を受けて、監査等委員が退任した場合（自己都合により退任した場合または解任された場合を除く）においても、退任後も対象期間の満了まで、監査等委員として在任し続けた場合と同様に、株式交付ポイントが付与され、本信託（下記3. (2) のとおり）から株式交付ポイントに応じた数の当社株式等の交付等を受けることができるものとします。

③ 追加基準ポイントの廃止

本プランⅢについて、監査等委員に対して付与される追加基準ポイントを廃止するものです。

3. 改定後の本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、信託を通じて当社株式が取得され、当該信託を通じて監査等委員に当社株

株主総会参考書類

式から生じる配当金相当額とともに当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。(監査等委員に対する株式報酬制度を以下本議案において「本プランⅢ」という。詳細は (2) 以降のとおり)

①議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者
＜本プランⅢ＞ 監査等委員
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響
(ア) 当社が拠出する金員の上限 (下記 (2) のとおり)
＜本プランⅢ＞ 3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに合計2億円
(イ) 本議案の対象者が取得する当社株式等の数の上限 (下記 (3) のとおり)
＜本プランⅢ＞ 上限となる株式数は、3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに当社が本プランⅢとして本信託に拠出する金員の上限額である2億円を、当該対象期間に係る本信託が設定された年の7月1日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数。
(ウ) 本議案の対象者が取得する当社株式の取得方法 (下記 (3) のとおり)
本プランⅢにおいて、当社株式は株式市場から取得予定。 したがって、発行済株式につき株式価値の希薄化は生じません。
③業績達成条件の内容 (下記 (3) のとおり)
＜本プランⅢ＞ ・業績に連動しない(一定)
④本議案の対象者に対する当社株式等の交付等の時期 (下記 (4) のとおり)
＜本プランⅢ＞ ・基準ポイントの付与日から3年経過後に交付 ・当社は、株式保有ガイドラインにおいて、監査等委員は本制度に基づき交付された当社株式について、在任期間中はその75%以上を継続保有しなければならない旨を定めております。 ※換価処分する株式(この場合、対象者には換価処分金相当額を給付する)を含みます。

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度(当初は2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とする。以下本議案において「対象期間」という)ごとに合計2億円を上限とする金員を、監査等委員に対する報酬等として拠出し、受益者要件を充足する監査等委員を受益者とする信託期間3年間の信託(以下本議案において「本信託」という)を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、監査等委員に対して、信託期間中の初年度に基準ポイントの付与を行った上で、株式交付ポイントの付与を行い、基準ポイントの付与日から3年経過後に当社株式等の交付等を行います。

また、当社は、本制度改定後の本制度に従って2019年度に本信託を設定しますが、2020年度以降の各事業年度においても、2019年度に設定される本信託と同様に、信託期間を3年間とする本信託を設定することにより、本制度に基づくインセンティブプランを実施することがあります。

1事業年度あたりに設定する本信託の数は1個とし、毎事業年度において本信託を設定した場合には、最大で3個の本信

託が併存することになります（ただし、各事業年度の7月1日より後に就任した監査等委員に当該事業年度を初年度とする対象期間に係る本制度を適用する場合等は、1事業年度において複数の本信託を設定することがあります。この場合も各事業年度において設定する複数の本信託に拠出する金員の合計額は、2億円を超えないものといたします）。

本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3事業年度延長し、当該延長された3事業年度を対象期間として、上記と同様に基準ポイントおよび株式交付ポイントの付与ならびに当社株式等の交付等を行います。なお、信託期間の延長に際して追加拠出を行う場合において、延長前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（監査等委員に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く）および金銭（以下本議案において「残存株式等」という）があるときは、追加拠出できる金員の上限額は、2億円から残存株式等の価額を控除した額とします。

また、信託期間が満了し、上記に従った延長がなされない場合において、受益者要件を満たす可能性のある監査等委員が在任しているときには、それ以降、当該監査等委員に対する基準ポイントの付与は行われませんが、当該監査等委員に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（3） 監査等委員が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

当社は、各監査等委員の職務の内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、当社業績目標の達成度等にかかわらず一定数の「株式交付ポイント」を各監査等委員に付与します。本制度により各監査等委員に対して交付が行われる当社株式の数は、各監査等委員に付与された株式交付ポイント1ポイントあたり、1株として決定されます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、株式交付ポイント1ポイントあたりに交付が行われる当社株式の数を合理的な方法により調整します。

具体的には、本信託設定年度の7月1日に監査等委員として在任する者には、以下の算定式に従って基準ポイントが付与されます。

（基準ポイントの算定式）

基本報酬年額 × ターゲット比率 ÷ 本信託設定年度の7月1日の東京証券取引所における当社株式の終値（当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値）

※ 小数点以下の端数は切捨

※ 基本報酬年額やターゲット比率は、各監査等委員の職務の内容や責任、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合などを考慮して決定します。

＜本プランⅢにおける株式交付ポイントの算定＞

上記に従って基準ポイントの付与を受けた者のうち、本信託設定の翌年度の6月1日に監査等委員として在任する者には、以下の算定式に従って株式交付ポイントの付与が行われます。

（監査等委員に付与される株式交付ポイントの算定式）

当初の基準ポイント × 100%

※ 監査等委員に付与された基準ポイント数は、株式交付ポイントの算定時に、その全数が減少します。

なお、監査等委員が退任した場合（自己都合により退任した場合または解任された場合を除く）においては、退任後も対象期間の満了まで、監査等委員として在任し続けた場合と同様に、株式交付ポイントが付与され、本信託から株式交付ポイントに応じた数の当社株式等の交付等を受けることができます。

また、本プランⅢにおいて、本信託の信託期間中、本信託により、監査等委員に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は、対象期間ごとに、①当社が本信託に拠出する金員の上限額である2億円を、②本信託が設定された年の7月1日の東京証券取引所における当社株式の終値（当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値）で

除して得られる数(小数点以下の端数は切捨)とします。

(4) 監査等委員に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した監査等委員は、基準ポイントの付与日から3年経過後に、所定の受益者確定手続を行うことにより、基準ポイントに基づいて算定される当該株式交付ポイントに対応する当社株式の50% (単元未満株式数は切捨) について交付を受け、また、残り(上記の切り捨てられた単元未満株式数相当分を含む) については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

なお、信託期間中に監査等委員が死亡した場合には、当該監査等委員の相続人が、当該監査等委員に付与されるべき株式交付ポイントに対応する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該金銭の給付を受けることになります。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託を設定する都度、取締役会において定めます。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)賞与の支給の件

当期末時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)2名(海外居住の取締役および社外取締役を除く)に対する賞与につきまして、当期における連結売上収益、コア・アーニングス、Core EPS等の業績評価指標の達成度等に応じ、総額730百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分賞与は含まない)で支給したいと存じます。

<株主提案(第7号議案および第8号議案)>

第7号議案および第8号議案は、株主(13名。議決権個数総数20,937個。)からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領および提案の理由は、本年4月24日に受領した原文のまま記載しております。

第7号議案 定款の一部変更の件(取締役報酬の個別開示について) <株主提案>

(1) 議案の要領

現行定款(2018年6月28日改正)の第20条第2項として下記の文言を加筆する。

②取締役の報酬について、その多寡に関わらず、毎年、事業報告および有価証券報告書において、個別に報酬額、内容について開示するとともに、その決定方法を具体的に示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示する。

(2) 提案の理由

会社の実質的所有者としての株主は、株主総会を通じて取締役の選任・解任を行うことから、取締役への委任内容と報酬が見合っているか個人別に判断するため、個別報酬額が明示される必要性は高い。しかも、株主が取締役の能力を鼓舞し、十全の働きを求めるのは当然であり、株主が各取締役の報酬額を把握し、誰がどう報酬を決めたかを具体的に示し、その額の是非について発言権を維持することで、より大きな働きを各取締役に求めることは社会全体にとっても有益なことであり、役員報酬個別開示は企業活動の活性化の観点からもその採用を考えるべきである。現に公開企業における役員報酬の個別開示は、米国、英国等の先進国では既に広く実施されている所であり、しかも投資活動が国際化していることを踏まえると、更なる国際企業を目指す武田としては、先進国一流企業と同様の社内規範を堅持していることを日本と世界の投資家に示すべきである。

○第7号議案についての取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役の報酬等の個別開示については、法令に従い、連結報酬等の総額が1億円以上である取締役の報酬額を有価証券報告書において開示しております。さらに、監査等委員でない社内取締役、監査等委員および社外取締役の内訳を示しつつ、取締役の報酬等の総額および支給人数も開示しております。

また、報酬等の開示については、取締役会としては、当社取締役の報酬等が中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブとしていかに有効に機能しているかをお示しすることが重要と考えております。そのような観点から、「取締役報酬の基本方針」において、報酬水準の考え方、各取締役の報酬構成、業績連動報酬の内容、明確に設定された中長期の業績評価指標および報酬等の妥当性と決定のプロセスの透明性担保のための手続等を明らかにし、これを株主・投資家の皆様に開示しております。

これらの事項の開示により、当社は、株主・投資家の皆様に対し、報酬水準の妥当性および業績と報酬水準との関連性の検証を可能とする適切な情報を提供することが十分できていると考えております。

なお、当社では、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスの重要な事項のひとつと認識しており、当社取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外委員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しています。取締役の報酬水準、報酬構成および業績連動報酬（長期インセンティブプランおよび賞与）の目標設定等は、報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。また、監査等委員でない社内取締役の個別の報酬額の決定については、取締役会決議をもって、報酬委員会に委任されており、個別の報酬額の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。

以上述べました当社の状況に鑑み、株主提案に基づく取締役の報酬の個別開示等に係る定款変更につきましては、その必要性および合理性はいずれもないものと考えますので、本議案に反対するものであります。

第8号議案 定款の一部変更の件(クローバック条項の採用について) <株主提案>

(1) 議案の要領

現行定款(2018年6月28日改正)の第20条第3項として以下の文言を加筆し、第27条第1項・第2項の末尾にそれぞれ下段の記述を加筆する。

第20条(取締役の報酬等)

③業績連動報酬において報酬額算定の基礎となる業績指標等の数値が誤っていた場合または長期インセンティブプラン(株式報酬)において株価が誤った情報を反映して不当に高くなっていたために報酬額もそれに比例して高くなった場合(例えば、過去の過大投資の減損損失が出たり、過年度決算の修正が起きたりした場合等)には、正しい指標等に基づいて報酬額を算定し直し、差額の報酬を会社に返還または減額(もしくは不支給)させるものとし、その内容の詳細については内規にて規定し、各取締役と会社間の委任契約書へ記載するものとする。

第27条(取締役の責任免除)第1項および2項の各末尾

ただし、第20条第3項による報酬の返還または減額(もしくは不支給)はこの限りにないものとする。

(2) 提案の理由

欧米では固定報酬の比率が高いと保守的な経営になりやすいとの考え方が強く、業績連動による報酬の割合が高く設定されている。反面、経営者の過度なリスクを伴う強引な経営手法や暴走を抑止する観点から、クローバック条項の採用が既に一般的となっており、大幅な利益の修正や不正、巨額の損失発生時には過去支給分の返還や減額をする条項を組

み込む動きが広がっている。日本でも野村ホールディングスや三井住友ファイナンシャルグループが既に採用している。日本発のグローバル企業を目指すタケダとしては、外国人経営幹部を含む会社経営陣による過度のRisk-Takingを抑止するためにも本条項の設置が必要であると考ええる。なお、近年、日本取締役協会の「経営者報酬制度ガイドライン（第4版）」においてもクローバック条項の導入が推奨されている。

○第8号議案についての取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

今回株主提案された定款規定は、取締役の善管注意義務違反の有無にかかわらず、不適切会計等による会計修正等が生じた場合や過度なリスクテイクによる投資の失敗に基づき損失が生じた場合を想定し、その場合において取締役の報酬の返還等を求めるべきであるといった議論を背景とするものと理解しております。この点、当社の取締役報酬制度は、各取締役の役割を踏まえ、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する貢献意識を高め、ひいては株主利益に合致するよう設計されており、さらに、社内取締役を対象とする株式報酬は、社内取締役向け報酬の過半を占めるものであるとともに、3年にわたって分割して付与されるうえ、その付与後2年間の継続保有のポリシーを設定することで、より長期的な視野に立った経営を促すなど、株主提案にて指摘するような「経営者の過度なリスクを伴う強引な経営手法や暴走」を防止するために合理的に適切な内容となっております。また、当社の取締役会は、その審議の内容および過程において客観性および透明性を確保すべく、独立性の高い社外取締役を過半数とする構成としており（本年3月末時点において、取締役15名中、11名が独立社外取締役です）、かかる独立性の高い社外取締役による取締役会の審議への積極的な参加により、各施策の判断時点において議論を尽くし、取締役会において株主利益を踏まえて最善と考えられる経営判断を行っております。また、社外委員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会は、業績評価指標に対する会社業績を評価し、各社内取締役につきそれぞれの業績評価指標に対する業績に応じた賞および長期インセンティブプラン（株式報酬）を評価・決定しております。

そのうえで、不適切会計等の不祥事案等が生じた場合において、当該不祥事案等について取締役が善管注意義務に違反していないときであっても、取締役の報酬の返還等を求めるという今回株主提案された定款規定の内容は、安易に取締役の結果責任を問うものであり、取締役の経営判断は不必要に保守的になり、萎縮し、結果として株主の利益にならないものと考えております。

もっとも、当社の取締役会は、善管注意義務および忠実義務を尽くして取締役の個別の報酬額を決定しなければならないことから、万一、不適切会計等の不祥事案等が発生したことにより取締役が結果的に不当に高額となった業績連動報酬を実際に受領した場合には、当社は、各種社内規程や委任契約その他法令上認められる権利を状況に応じて適時適切に行行使し、実際に生じた不祥事案等の内容等の個別具体的な状況を斟酌して、当該取締役からの当該業績連動報酬等の返還等を求めてまいります。当社としては、定款における規定の有無にかかわらず、このような場合における取締役に対する報酬の返還等は当然に対応すべき事項であると考えております。

また、上記のとおり、取締役に対する報酬の返還等については、個別具体的な状況を斟酌して、取締役会、報酬委員会および監査等委員会の適切な機関においてきめ細やかな判断が必要になる問題です。しかしながら、今回株主提案されたとおり、業績連動報酬の返還等に関して、定款に一定の規律を追加することは、過度に取締役会、報酬委員会および監査等委員会の権限や意思決定の機動性を縮小・制限しかねず、これら適切な機関におけるきめ細やかな判断を妨げ、当社の取締役の報酬制度のあり方を歪めるものと考えます。

以上述べました当社の状況や方針に鑑み、株主提案に基づく取締役の業績連動報酬の返還等に係る定款変更につきましては、その必要性および合理性はいずれもないものと考えますので、本議案に反対するものであります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の概況

当社は、バリュー（価値観）、すなわち当社の経営の基本精神に基づき患者さんを中心に考える、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業です。当社は、革新的な医薬品のポートフォリオを有し、研究、開発、製造、および販売を主要な事業としております。また、グローバルな事業活動の基盤として約80カ国に拠点を有しており、100カ国以上にわたり医療用医薬品を販売しています。

当社は、既存事業の自立的な伸長と企業買収を通じて成長してまいりました。これまで複数の企業買収を実施したことにより、疾患領域、地理的拠点、パイプラインの拡大を推進してまいりました。特に2019年1月に6兆2千億円でShire plc (以下、「Shire 社」) を買収したことにより、当社の消化器系疾患およびニューロサイエンス（神経精神疾患）の領域が強化され、希少疾患と血漿分画製剤の主導的地位を獲得しました。また、研究開発エンジンのさらなる強化と相互補完的で強固かつ多様なモダリティ（創薬手法）のパイプラインの構築を実現しました。さらに、販売においては、本買収は米国におけるプレゼンスを飛躍的に向上させました。

当社は、オンコロジー（がん）、消化器系疾患、希少疾患およびニューロサイエンス（神経精神疾患）の4つの重点疾患領域と血漿分画製剤およびワクチンに対して注力しています。

当社のビジネスおよび経営成績は、世界各国における製薬業界を取り巻く変化や経済動向および買収や事業等の売却の結果に影響を受けます。これらの要因の例は以下のとおりです。

- Shire 社をはじめとするその他の企業買収。当社の業績は、これらの買収による事業領域の拡大や統合の成否による影響を受けますが、加えて、取得した無形資産の償却費、棚卸資産の公正価値調整の費用化、買収のための借入金に係る支払利息の増加による影響等を受けます。当社は、当第4四半期において、買収に伴う無形資産の償却費992億円、棚卸資産の公正価値調整の売上原価への計上822億円、支払利息を含む金融費用413億円を計上しました。
- 低所得国や中所得国を中心とするヘルスケアへのアクセス拡大によってもたらされるヘルスケア市場への世界的な需要の増加
- イノベーションを促進しアンメットニーズに対応する政府の方針とともに、医療費抑制の取り組みを主たる背景とした医薬品の価格低下への圧力
- 多くの主要先進国における継続的な経済成長の停滞および多くの新興国での経済成長スピードの鈍化

(2) 当期の経営成績の概況

①当年度における業績の概要

当年度の連結業績は、以下のとおりとなりました。

	前年度	当年度
売 上 収 益	17,705 億円	20,972 億円
売 上 原 価	△4,959 億円	△6,597 億円
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△6,281 億円	△7,176 億円
研 究 開 発 費	△3,254 億円	△3,683 億円
製品に係る無形資産 償却費及び減損損失	△1,221 億円	△2,034 億円
その他の営業収益	1,694 億円	1,599 億円
その他の営業費用	△1,266 億円	△1,032 億円
営 業 利 益	2,418 億円	2,050 億円
金 融 収 益	395 億円	168 億円
金 融 費 用	△319 億円	△833 億円
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	△322 億円	△436 億円
税 引 前 当 期 利 益	2,172 億円	949 億円
法 人 所 得 税 費 用	△305 億円	141 億円
当 期 利 益	1,867 億円	1,090 億円

当年度の連結業績には、Shire 社買収に伴う影響および同社の 2019 年 1 月 8 日から 3 月 31 日における業績が含まれており、当社の業績に大きく影響を及ぼしております。当年度の業績に与える Shire 社買収影響および前年度の業績からの推移は以下のとおりです。

(単位：億円、%以外)

	連結業績			Shire 社買収影響			Shire 社買収影響を除く 連結業績		
	当年度	対前年度 (%)		Shire 社 業績	企業結合 会計影響	買収及び 事業統合 関連費用	当年度	対前年度 (%)	
売上収益	20,972	3,267	18.5	3,092	—	—	17,880	175	1.0
売上原価	△6,597	△1,638	33.0	△1,016	△817	—	△4,764	196	△3.9
販売費及び一般管理費	△7,176	△895	14.2	△985	△6	△238	△5,947	334	△5.3
研究開発費	△3,683	△429	13.2	△430	—	△16	△3,237	17	△0.5
製品に係る無形資産 償却費及び減損損失	△2,034	△812	66.5	—	△992	—	△1,041	180	△14.7
その他の営業収益	1,599	△95	△5.6	△14	—	—	1,612	△82	△4.8
その他の営業費用	△1,032	234	△18.5	△49	—	△596	△386	880	△69.5
営業利益	2,050	△368	△15.2	598	△1,816	△850	4,118	1,700	70.3
金融収益	168	△227	△57.4	—	2	—	166	△229	△57.9
金融費用	△833	△514	160.9	△106	△42	△413	△271	48	△15.1
持分法による投資損失	△436	△114	35.5	3	—	—	△439	△117	36.4
税引前当期利益	949	△1,223	△56.3	494	△1,856	△1,263	3,574	1,402	64.5
法人所得税費用	141	446	146.3	△113	440	261	△446	△141	46.3
当期利益	1,090	△777	△41.6	381	△1,417	△1,002	3,128	1,261	67.5

〔売上収益〕

売上収益は、Shire 社買収影響の 3,092 億円を含め、3,267 億円増収 (+18.5%) の 20,972 億円となりました。Shire 社買収影響を除く売上収益は、事業等の売却による減収影響、および為替の円高による減収影響があったものの、3 つのビジネスエリア (消化器系疾患、オンコロジー (がん)、ニューロサイエンス (神経精神疾患)) の継続的な伸長により 175 億円増収 (+1.0%) となりました。各ビジネスエリアの増収に寄与した品目は以下のとおりです。

消化器系疾患

当社のトップ製品である潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「エンティビオ」(国内製品名:「エンタイビオ」)の売上が伸長し、678 億円増収 (+33.7%) の 2,692 億円となり、売上成長を牽引しました。「エンティビオ」は生物学的製剤の新規患者シェアを順調に拡大しました。日本でも、2018 年 7 月に中等症から重症の活動期の潰瘍性大腸炎に対する治療剤として製造販売承認を取得し、2018 年

11月に販売を開始しました。酸関連疾患治療剤「タケキヤブ」も、逆流性食道炎や低用量アスピリン投与時における胃潰瘍の再発抑制等の効能を中心として、日本において新規処方拡大し、売上は98億円増収(+20.1%)の582億円となりました。

オンコロジー

多発性骨髄腫治療剤「ニンラーロ」の売上が、米国をはじめとした各国で力強く伸長し、157億円増収(+33.9%)の622億円となりました。「ニンラーロ」は、高い有効性、安全性、利便性を有する週1回経口投与のプロテアソーム阻害剤です。また、悪性リンパ腫治療剤「アドセトリス」は、日本およびブラジルでの伸長により44億円の増収(+11.4%)となりました。2017年2月のアリアド・ファーマシューティカルズ Inc.の買収により獲得した白血病治療剤「アイクルシグ」と肺がん治療剤「ALUNBRIG」は、それぞれ56億円増収(+24.1%)および24億円の増収(+84.0%)となりました。なお、多発性骨髄腫治療剤「ベルケイド」は前年度に米国における独占販売期間満了を迎えましたが、94億円の減収(△6.9%)に留まっています。

ニューロサイエンス

大うつ病治療剤「トリンテリックス」の売上は、処方医および患者さんによる同疾患に対する包括的な治療アプローチに同剤の組み入れが拡大したことにより、92億円増収(+19.0%)の576億円となりました。

なお、主な事業等の売却影響としては、2017年5月に当社の日本の長期収載品7製品を武田テバファーマ株式会社の子会社である武田テバ薬品株式会社に売却したことによる減収影響187億円、2018年5月に当社の連結子会社であった広東テックプール・バイオフーマ Co., Ltd.の株式を売却したことに伴う減収影響116億円、および2018年3月に経口関節リウマチ治療薬 JAK 阻害剤「ゼルヤンツ」の日本におけるコ・プロモーションおよび当社による仕入販売を終了したことによる減収影響110億円がありました。

買収日以降のShire社の売上収益は、3,092億円となりました。統合の一環として、流通チャネルにかかる武田薬品の方針をShire社にも適用することに伴い、卸における流通在庫の回転日数が複数の品目において大幅に改善し、売上収益に一時的な影響が発生しました。売上収益の主な内訳は以下のとおりです。

消化器系疾患

消化器系疾患の売上収益は、主に短腸症候群治療剤「GATTEX」の売上128億円により、215億円となりました。

希少疾患

希少疾患の売上収益は1,112億円となりました。血友病A治療剤「アディノベイト」、遺伝性血管浮腫予防剤「TAKHZYRO」および副甲状腺機能低下症治療剤「NATPARA」の売上は、それぞれ107億円、97億円および71億円となりました。

血漿分画製剤

血漿分画製剤の売上収益は963億円となりました。主に原発性免疫不全症や多巣性運動ニューロパチーの治療に用いられる免疫グロブリン製剤および血液量減少症や低タンパク血漿の治療に用いられるアルブミン製剤の売上は、それぞれ622億円および107億円となりました。

ニューロサイエンス

ニューロサイエンスの売上収益は、注意欠陥／多動性障害・過食性障害治療剤「バイバンス」の494億円の売上収益を含め、601億円となりました。

地域別売上収益

各地域の売上収益は以下のとおりです。

売上収益：	前年度		当年度	
	金額	構成比	金額	構成比
日本	5,803億円	32.8%	5,710億円	27.2%
米国	5,983億円	33.8%	8,290億円	39.5%
欧州およびカナダ	3,137億円	17.7%	4,056億円	19.3%
ロシア/CIS	682億円	3.9%	597億円	2.8%
中南米	757億円	4.3%	881億円	4.2%
アジア	1,040億円	5.9%	1,054億円	5.0%
その他	302億円	1.7%	383億円	1.8%
合計	17,705億円	100.0%	20,972億円	100.0%

〔売上原価〕

売上原価は、Shire社で発生した売上原価1,016億円および棚卸資産の公正価値調整にかかる非資金性の費用などの企業結合会計の影響817億円を含む、1,638億円増加（+33.0%）の6,597億円となりました。なお、Shire社買収影響を除く売上原価は、製品構成の改善等により196億円減少（△3.9%）しております。

〔販売費及び一般管理費〕

販売費及び一般管理費は、895億円増加（+14.2%）の7,176億円となりました。Shire社で発生した販売費及び一般管理費985億円、およびShire社買収に係る買収関連費用238億円が発生しましたが、これらの増加は、対前年度334億円減少したShire社買収影響を除く販売費及び一般管理費と一部相殺されております。グローバル経費削減イニシアチブによる削減効果と株式報酬費用の減少等によるものです。

〔研究開発費〕

研究開発費は、Shire社で発生した研究開発費により429億円増加（+13.2%）し3,683億円となりました。Shire社買収影響を除く研究開発費は、前年度からほぼ横ばいとなりました。

〔製品に係る無形資産償却費及び減損損失〕

製品に係る無形資産償却費及び減損損失は、Shire社買収に伴い取得した無形資産の償却費992億円の発生、および前年度において「コルフリス」の販売見直し改善による減損損失の戻入226億円を計上したことにより、対前年度812億円増加（+66.5%）の2,034億円となりました。上記増加は、「ベルケイド」の無形資産の償却が前年度中に終了したことによる減少影響367億円と一部相殺されております。

〔その他の営業収益〕

その他の営業収益は、旧東京本社ビルを含む有形固定資産の売却益503億円および不動産事業の譲渡に伴う連結子会社株式譲渡益382億円を計上したものの、前年度に計上した和光純薬工業株式会社の株式売却益1,063億円の影響により、対前年度95億円減少（△5.6%）の1,599億円となりました。

〔その他の営業費用〕

その他の営業費用は、対前年度234億円減少（△18.5%）の1,032億円となりました。この減少は、Shire社買収に関連した統合費用596億円を計上したものの、R&D Transformation等の事業構造再編費用が対前

年度228億円減少したこと、および前年度に計上された在外営業活動体の清算損415億円等により、その他の営業費用が880億円減少したことによるものです。

[営業利益]

営業利益は、上記の要因を反映し、前年度から368億円減益(△15.2%)の2,050億円となりました。

[金融損益]

金融収益と金融費用をあわせた金融損益は664億円の損失となり、対前年度741億円の減益となりました。この減益は主に、当年度においては、Shire社買収に関連する財務費用413億円を金融費用に計上したこと、また、前年度においては上場株式等にかかる有価証券売却益304億円を金融収益に計上していたものの、新たな国際会計基準の適用により当年度からは当該売却益が金融収益に計上されないことによります。

[持分法による投資損失]

持分法による投資損失は、対前年度114億円増加の

436億円となりました。長期収載品事業およびジェネリック医薬品事業を営む武田テバファーマ株式会社において、事業環境の変化に伴い保有する資産の評価を見直した結果、減損損失が認識されたことなどによるものです。

[法人所得税費用]

法人所得税費用は、前年度の305億円から446億円減少(△146.3%)の△141億円となりました。これは主にShire社買収に伴う税金費用の減少影響587億円によるものであります。Shire社買収影響を除く法人所得税費用は、当年度に子会社再編に伴い計上された税務上の損失があったものの、税引前当期利益の増加および前年度における米国の税制改革法の成立による影響により、全体では前年度から141億円の増加となりました。

[当期利益]

当期利益は、上記の要因を反映し、前年度から777億円減益(△41.6%)の1,090億円となりました。

②当年度における実質的な成長の概要

当社は、事業の計画策定および業績評価において、「実質的な成長」(Underlying Growth)の概念を採用しております。前年度との比較を可能にするため、Shire社買収影響を除いた「実質的な成長」を示しております。

「実質的な成長」は、当年度と前年度(四半期もしくは年間)の業績を共通の基準で比較するものであり、マネジメントによる業績評価に使用されています。これら共通の基準で比較される業績は、為替レートを一定として、事業等の売却影響およびその他の非定常的もしくは特別な事象に基づく影響、本業に起因しない(ノン・コア)事象による影響を控除し算定されます。当社は、この「実質的な成長」が、事業活動のパフォーマンスを表す共通の基準を提供するため、投資家に有用であると考え、「Underlying Revenue Growth」(実質的な売上収益^(注1)の成長)、「Underlying Core Earnings Growth」(実質的なCore Earnings^(注2)の成長)および「Underlying Core EPS Growth」(実質的なCore EPS^(注3)の成長)を重要な財務指標としています。なお、本指標は、国際会計基準(IFRS)に準拠したものではありません。

当年度の実質的な成長は、以下のとおりとなりました。

旧武田薬品の実質的な成長			
売上収益	(注1)	+5.3%	[対前年度 891億円 増]
Core Earnings	(注2)	+38.7%	[対前年度 1,095億円 増]
Core EPS	(注3)	+29.0%	[対前年度 77円88銭 増]

(注1) Shire社買収影響を除く実質的な売上収益は、為替レートを一定として、財務ベースの売上収益に、報告期間における非定常的な事象に基づく影響および事業等の売却影響を調整して計算します。

当年度の実質的な売上収益の成長を算定するにあたっての調整項目の主な内容は、武田テバファーマ株式会社の子会社である武田テバ薬品株式会社に当社の日本の長期収載品7製品を売却したことに伴う影響およびMultilab Indústria e Comércio de Produtos Farmacêuticos Ltda.、広東テックプール・バイオファーマCo.,Ltd.にかかる事業等の売却影響であります。

(注2) Shire社買収影響を除くCore Earningsは、純利益から、法人所得税費用、持分法にかかる投資損益、金融損益、その他の営業収益およびその他の営業費用、製品に係る無形資産償却費及び減損損失を控除して算出します。その他、企業買収に係る会計処理の影響や買収関連費用など、本業に起因しない(ノン・コア)とマネジメントが判断した事象による影響を調整します。

当年度のCore Earningsを算定するにあたっての重要性のあるその他の調整項目の主な内容は、Shire社買収に向けた買収関連費用です。

実質的なCore Earningsは、為替レートを一定として、Core Earningsに、報告期間における事業等の売却影響を調整して計算します。

当年度の実質的なCore Earningsの成長を算定するにあたっての事業等の売却影響の主な内容は、武田テバファーマ株式会社の子会社である武田テバ薬品株式会社に当社の日本の長期収載品7製品を売却したことに伴う影響およびMultilab Indústria e Comércio de Produtos Farmacêuticos Ltda.、広東テックプール・バイオファーマCo.,Ltd.にかかる事業等の売却影響であります。

(注3) Shire社買収影響を除く実質的なCore EPSの算定にあたっては、為替レートを一定として、純利益から、事業等の売却影響、およびCore Earningsの算出において控除された項目と営業利益以下の各科目のうち、重要性のある、非定常的もしくは特別な事象に基づく影響、本業に起因しない(ノン・コア)事象による影響を調整します。これらには、条件付対価に係る公正価値変動(時間的価値の変動を含む)影響などが含まれます。さらに、これらの調整項目に係る税金影響を控除した後、比較年度末の自社株式控除後の発行済株式総数で除して算定します。

当年度の実質的なCore EPSの成長を算定するにあたっての営業利益以下の調整項目の主な内容は、Shire社買収に向けた財務費用および条件付対価に係る公正価値変動(時間的価値の変動を含む)影響であります。

- 旧武田薬品における実質的な売上収益の成長率は、潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「エンティビオ」+34.8%、多発性骨髄腫治療剤「ニンラーロ」+36.1%、白血病治療剤「アイクルシグ」+24.6%、酸関連疾患治療剤「タケキャブ」+20.1%、大うつ病治療剤「トリンテリックス」+19.4%をはじめとしたタケダの成長ドライバーの製品が力強く伸長したことにより、対前年度+5.3%となりました。タケダの成長ドライバー全体では+11.1%の伸長となり、実質的な売上収益の63.3%を占めております。

- 旧武田薬品における実質的なCore Earningsの成長率は、実質的な売上収益の力強い成長や、グローバル経費削減イニシアチブ^(注)による削減効果により前年度から大きく伸長し+38.7%となりました。実質的な売上原価は、製品構成の改善により、対売上収益比率が1.4pp向上しました。実質的な営業経費は、グローバル経費削減イニシアチブの削減効果により、対売上収益比率が3.9pp向上しました。上記の要因の組み合わせにより、実質的なCore Earningsの対売上収益比率は5.4pp向上し、22.3%となりました。

(注) 消費量の削減、購買価格低減による経費削減、および組織の最適化によって実質的なCore Earningsの売上収益比率の向上を目指す、当社グループのイニシアチブ

- 旧武田薬品における実質的なCore EPSの成長率は、実質的なCore Earningsの力強い成長(+38.7%)を反映し、前年同期から+29.0%となりました。

③研究開発活動の内容および成果

当年度の研究開発費の総額は3,683億円であります。

当社は、2016年7月より、研究開発体制の変革(5ヶ年計画)を開始し、パイプラインを再活性化するとともに、革新的なサイエンス主導の機動的な研究開発組織の構築に取り組んできました。この研究開発体制の変革においては、以下の3つの優先事項にフォーカスしています。

1. 疾患領域の絞込み：疾患領域における専門性をいかした革新的研究開発課題の推進
2. パートナースhipと研究開発能力の強化：社内育成と外部提携を通じた研究開発力の強化
3. 革新的な研究エンジン：疾患治療のための新規技術の確立と新たなモデルの取り込み

2019年1月8日に完了したShire社買収に伴い、当社の研究開発は、「オンコロジー(がん)」、「消化器系疾患」、「希少疾患」、「ニューロサイエンス(神経精神疾患)」の4つの重点疾患領域と「血漿分画製剤」および「ワクチン」の2つのビジネスユニットにフォーカスします。

当年度における当社の主要なパイプラインの進捗および事業開発契約の締結は、以下のとおりです。なお、旧Shire社の製品およびパイプラインの進捗については、同社買収完了以降の進捗を含めています。

研究開発パイプライン

■ オンコロジー

世界中のがん患者さんにより良い未来をもたらす革新的な新薬をお届けするために努力し、革新的なイノベーションの探求に取り組んでいます。本疾患領域では、(1) 既発売品である「ニンラーロ」、「アドセトリス」、「アイクルシグ」のライフサイクルマネジメントならびに多発性骨髄腫、急性骨髄性白血病、骨髄異型性症候群およびその他血液がんのパイプラインへの継続的な研究開発投資を通じた、血液がんにおける基盤的な専門性の構築、(2) 肺がんを対象とするパイプラインのさらなる拡充、(3) 社外との提携による新規のがん免疫療法標的および次世代基盤技術の追求ならびに革新的な細胞療法の探索にフォーカスしています。

【ニンラーロ 一般名：イキサゾミブ】

2018年7月 当社は、「ニンラーロ」について、臨床第3相試験である TOURMALINE-MM 3 試験で主要評価項目を達成し、維持療法として経口で単剤投与された本剤がプラセボと比較して統計学的に有意な無増悪生存期間の延長を示したことを公表しました。本試験では、多発性骨髄腫と診断され、大量化学療法および自家造血幹細胞移植に奏効を示した成人患者を対象に、維持療法としての本剤の有効性を検討しました。

2018年12月 当社は、「ニンラーロ」について、TOURMALINE-MM 3 試験結果を、第60回米国血液学会 (ASH) 年次総会において発表しました。

2019年1月 米国食品医薬品局 (FDA) に2018年11月に提出していた TOURMALINE-MM 3 試験の結果について、当局と議論を重ねた結果、一旦、申請を取り消し、より多くのデータが集まった段階で再申請することを公表しました。

2019年4月 当社は、「ニンラーロ」について、厚生労働省に多発性骨髄腫に対する自家造血幹細胞移植後における維持療法の適応追加に係る製造販売承認事項一部変更承認の申請を行ったことを公表しました。

【ALUNBRIG 一般名：brigatinib】

2018年7月 当社は、「ALUNBRIG」について、ALK 阻

害剤未治療の局所進行性または転移性の未分化リンパ腫キナーゼ遺伝子転座陽性 (ALK 陽性) の非小細胞肺がん患者を対象とした臨床第3相試験 ALTA-1L の事前に設定された初回の中間解析において、本剤投与群がクリゾチニブ群と比較して統計学的に有意に無増悪生存期間を改善し、主要評価項目を達成したことを公表しました。

2018年9月 臨床第3相試験 ALTA-1L 試験の初回の中間解析結果は、国際肺癌学会 (IASLC) 主催の第19回世界肺癌学会議 (WCLC) のプレジデンシャル・シンポジウムで発表されました。

2018年9月 当社は、「ALUNBRIG」について、欧州医薬品庁 (EMA) の欧州医薬品評価委員会 (CHMP) より、クリゾチニブの治療歴を有する ALK 陽性の進行性非小細胞肺がん成人患者に対する単剤療法として承認を推奨する旨の見解が示されたことを公表しました。

2018年10月 当社は、「ALUNBRIG」について、欧州臨床腫瘍学会 (ESMO) のポスターディスカッションにて、ALK 陽性の非小細胞肺がん患者を対象としたクリゾチニブと比較した臨床第3相試験 ALTA-1L の副次評価項目である、頭蓋内病変における無増悪生存期間および客観的奏効率の改善を示した有効性データを発表しました。

2018年12月 当社は、「ALUNBRIG」について、クリゾチニブの治療歴を有する ALK 陽性の進行性非小細胞肺がん成人患者に対する単剤療法として、欧州委員会 (EC) に承認されたことを公表しました。

【アドセトリス 一般名：ブレンツキシマブ ベドチン】

2018年9月 「アドセトリス」について、厚生労働省より一次治療 (ファーストライン) を含む「CD30陽性のホジキンリンパ腫」に対する効能効果および用法用量に関する製造販売承認事項一部変更の承認を取得したことを公表しました。

2018年10月 当社は、「アドセトリス」について、未治療の CD30発現末梢性T細胞リンパ腫の患者さんを対象とした臨床第3相試験である ECHELON-2 試験において、アドセトリスと CHP (シクロホスファミド、ドキソルビシン、プレドニゾン) との併用療法は主要評価項目を達成し、対照群である CHOP 療法 (シクロホスファミド、ドキソルビシン、ビンクリスチン、プレドニゾン併用) と

比較して統計学的に有意な無増悪生存期間の改善が示されたことを公表しました。アドセトリスを含む新規併用レジメン群は、CHOP群と比較して重要な副次評価項目である全生存期間に関して良好な結果を得ました。

2018年12月 当社は、「アドセトリス」について、ECHELON-2試験の試験結果を、第60回米国血液学会（ASH）年次総会のオーラルセッションにおいて発表しました。

2018年12月 当社は、「アドセトリス」について、欧州医薬品庁（EMA）の欧州医薬品評価委員会（CHMP）より、未治療のIV期CD30陽性ホジキンリンパ腫成人患者に対するAVD（アドリアマイシン、ビンブラスチン、ダカルバジン）との併用療法の効能追加に関し、承認を推奨する旨の見解が示されたことを公表しました。

2019年2月 当社は、欧州委員会（EC）より、「アドセトリス」について、未治療のIV期CD30陽性ホジキンリンパ腫成人患者に対するAVD（アドリアマイシン+ビンブラスチン+ダカルバジン）との併用療法についての適応追加の承認を取得したことを公表しました。

2019年3月 当社は、「アドセトリス」について、厚生労働省に「CD30陽性末梢性T細胞リンパ腫」、ならびに小児における「再発または難治性のCD30陽性ホジキンリンパ腫および未分化大細胞リンパ腫」に対する効能効果および用法用量に関する製造販売承認事項一部変更承認の申請を行ったことを公表しました。

【一般名：カボザンチニブ】

2019年4月 当社は、カボザンチニブについて、切除不能又は転移を有する腎細胞がんに対する治療薬として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。今回の申請は、海外第3相試験のMETEOR試験、海外第2相試験のCABOSUN試験、ならびに血管内皮細胞増殖因子受容体チロシンキナーゼ阻害剤（VEGFR-TKI）による治療後に増悪した日本人進行腎細胞癌患者さん35名を対象に有効性と安全性を検討した国内第2相試験であるCabozantinib-2001試験の結果に基づくものです。

■ 消化器系疾患

消化器系疾患・肝疾患の患者さんに革新的で人生を変

える治療法をお届けすることにフォーカスしています。エンティビオの成功を生かしスペシャリティ領域におけるポジショニングを拡大させるとともに、社外との提携を介して消化管運動関連疾患、セリアック病、肝疾患およびマイクロバイーム（腸内細菌）における機会を探索し、パイプラインの構築を進めています。

【エンティビオ/エンタイビオ 一般名：ベドリズマブ】

2018年6月 当社は、「エンティビオ」について、本剤と抗TNF- α 療法の安全性を比較した実臨床データの解析結果を発表しました。本解析結果において、本剤治療群は、抗TNF- α 治療群に対して、重篤な感染症の発症率が低く、重篤な有害事象の発生率も優位に低いことが示されました。このVICTORY試験の結果は、米国消化器病週間（Digestive Disease Week：DDW）にて、オーラルプレゼンテーションにて発表されました。

2018年7月 当社は、「エンタイビオ」について、厚生労働省より中等症から重症の活動期の潰瘍性大腸炎に対する治療剤として、製造販売承認を取得したことを公表しました。

2018年7月 当社は、「エンタイビオ」について、中等症から重症の活動期の成人クローン病に対する治療薬として、厚生労働省に承認事項一部変更承認申請を行ったことを公表しました。

2018年7月 当社は、「ベドリズマブ」について、皮下投与製剤による維持療法の有効性及び安全性を検討した臨床第3相試験である「VISIBLE 1試験」の結果の速報を公表しました。本試験は、非盲検下にて「ベドリズマブ」静注製剤による導入療法を2回行った後、試験開始6週時点で臨床的改善*が得られた中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎の成人患者を対象とした試験です。本試験では、試験開始6週時点から「ベドリズマブ」皮下投与製剤を2週毎に投与し、52週時点で臨床的寛解**が得られた患者の割合がプラセボ投与群と比較して「ベドリズマブ」皮下投与群が統計学的に有意に高く、主要評価項目を達成しました。

* 臨床的改善：Mayoスコアがベースラインから3ポイント以上かつ30%以上低下。これに加えて、直腸出血のサブスコアが1ポイント以上低下あるいは直腸出血のサブスコア絶対値が1以下

** 臨床的寛解：Mayoスコアが2以下かつ他のサブスコアで1を超えるものが無い

2018年10月 当社は、欧州消化器病週間 (United European Gastroenterology : UEG) にて、臨床第3相試験である「VISIBLE 1試験」の結果を発表しました。

2019年3月 当社は、「ベドリズマブ」が、臨床第3b相試験である「VARSITY試験」の結果、中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者を対象に、生物学的製剤で抗TNF α 抗体のアダリムマブ (製品名：ヒュミラ) と直接比較して52週時点で有意に高い臨床的寛解※の達成を示したことを公表しました。本試験において、主要評価項目である52週時点での臨床的寛解を達成したのは、アダリムマブ皮下投与 (SC) 群では22.5% (386名中87名) であったのに対し、ベドリズマブ静脈内投与 (IV) 群では31.3% (383名中120名) であり、両群の間に統計学的有意差が認められました。本試験結果は、デンマークのコペンハーゲンで開催された第14回欧州クローン病・大腸炎会議 (14th Congress of the European Crohn's and Colitis Organisation : ECCO) のオーラルプレゼンテーションにて発表されました。

※ 主要評価項目である臨床的寛解は、Mayoスコア (潰瘍性大腸炎の疾患活動性を評価するための指標) が2ポイント以下、かつ全てのサブスコアが1ポイント以下と定義

2019年4月 当社は、成人の中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎およびクローン病患者に対する維持療法として、ベドリズマブの皮下注射製剤の剤形追加を欧州医薬品庁 (EMA) に申請し、受理されたことを公表しました。当社は、ベドリズマブの皮下投与において、プレフィルドシリンジ製剤およびペン製剤の両製剤を申請しています。

2019年5月 当社は、成人の中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者に対する維持療法としてベドリズマブの皮下注射製剤の生物学的製剤承認申請を米国食品医薬品局 (FDA) に提出し、受理されたことを公表しました。当社は、ベドリズマブの皮下投与において、プレフィルドシリンジ製剤およびペン製剤の両剤形を申請しています。

■ 希少疾患

2019年1月8日に完了したShire社の買収後、希少疾患を当社の重点疾患領域に加え、Shire社が高い専門性を有する次の3治療分野に注力しています。(1) 希少免

疫疾患 (例：遺伝性血管浮腫 (HAE))、(2) 希少血液疾患、(3) 希少代謝性疾患。

2019年2月 当社は、2019年2月4日から8日まで開催された第15回 WORLDSymposium 年次総会で、11件のポスタープレゼンテーションと1件のオーラルプレゼンテーションを含む12件の発表を行いました。プレゼンテーションは、ハンター症候群 (ムコ多糖症II型あるいはMPS IIと言われている)、I型ゴーシェ病、ファブリー病および異染性白質ジストロフィー (MLD) を含むライソゾーム病 (LSD) に関する研究開発データで構成されました。

【NATPARA 一般名：副甲状腺ホルモン】

2019年3月 当社は、米国内分泌学会 (ENDO) の2019年年次総会で慢性副甲状腺機能低下症における患者および介護者に対する負担、ならびに通常療法における腎臓および心血管合併症の潜在的な長期リスクを明らかにする新しいデータを発表しました。また rhPTH (1-84) を継続的に用いた長期安全性および有効性を評価したオープンラベル試験の6年間に渡る研究「RACE試験」の最終結果として、慢性副甲状腺機能低下症患者さんに対する rhPTH (1-84) による治療は、これまでの臨床試験と同様の安全性プロファイルを有し、ミネラル恒常性の主要な指標、特に尿中カルシウム値に効果を及ぼしたことを発表しました。

■ ニューロサイエンス

本疾患領域では、治療法が確立していない神経疾患や精神疾患を患っている患者さんに革新的な医薬品を提供することを目指しています。当社では、大うつ病治療剤のトリンテリックスに対する継続的な投資、および Shire 社買収を通じて取得した注意欠陥多動性障害治療剤のポートフォリオにより、精神疾患におけるプレゼンスを拡大していきます。また、社内の専門知識やパートナーとの提携をいかして、アルツハイマー病、パーキンソン病といった神経疾患や選択した希少中枢疾患に対するパイプラインを構築していきます。

【トリンテリックス 一般名：vortioxetine】

2018年5月 当社は、「トリンテリックス」について、米国食品医薬品局 (FDA) より医薬品承認事項変更申請の

承認を取得したことを公表しました。本剤は認知機能の重要な一症状である処理速度の改善が米国添付文書に追記することをFDAに承認された初めての太うつ病治療剤となります。FOCUSおよびCONNECT試験では、本剤が急性うつ病に罹患する成人患者における認知機能の一症状である処理速度に改善効果があることが示されました。

2018年6月 当社は、「vortioxetine」について、日本において成人太うつ病性障害患者を対象として実施したピボタル試験の結果が良好であったことを公表しました。

2018年9月 当社は、「vortioxetine」について、成人の太うつ病性障害の治療剤として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。

2018年10月 当社は、「トリンテリックス」について、FDAから医薬品承認事項変更申請の承認を取得したことを公表しました。これは、太うつ病患者において選択的セロトニン再取り込み阻害剤 (SSRI) による性機能障害の改善において本剤がEscitalopramに優るというデータを本剤米国添付文書に追記するというものです。本剤は、特定のSSRIから切り替えた太うつ病患者における治療に伴う性機能障害の改善に関する直接比較データを米国添付文書に記載する初の太うつ病治療剤となります。

[バイバンス／ビバンセ 一般名：リスデキサンフェタミンメシル]

2019年3月 当社は、塩野義製薬株式会社 (塩野義製薬) が「ビバンセ」について、厚生労働省より「小児期における注意欠陥／多動性障害 (AD/HD)」の適応で、製造販売承認を取得したことを公表しました。本剤は、2011年11月18日に塩野義製薬とShire社の子会社であるShire International GmbHとの間で締結しました日本国内における共同開発・商業化に関するライセンス契約に基づき、開発が進められてきました。当社がShire社を買収したことに伴い、当社がプロモーション提携を行います。

■ 血漿分画製剤

2019年1月8日に完了したShire社の買収後、当社は、血漿分画製剤に注力する新たなグローバルビジネスユニットを加えました。同ビジネスユニットは、希少疾

患、生命に関わる疾患、慢性疾患および遺伝性疾患といった様々な病気の患者さんを効果的に治療するうえで重要となる血漿分画製剤について、増加するニーズに応えていきます。

【FLEXBUMIN 人血清アルブミン】

2019年3月 当社は、ジョージア州コヴィントンにある血漿分画製剤製造施設におけるFLEXBUMIN 25% (人血清アルブミン)、米国薬局方、25%のSolutionの製造に関する2度目の申請について、FDAより承認を得たことを公表しました。本製剤は血液量減少、低たんぱく血症 (やけど、成人呼吸困難症候群 (ARDS)、ネフローゼ)、心肺バイパス手術、新生児溶血性疾患 (HDN) に対する効能を有しています。

■ ワクチン

ワクチンでは、革新技術を活かして、デング熱、ジカウイルス感染、ノロウイルス感染、ポリオ感染など、世界で最も困難な感染症に取り組んでいます。当社パイプラインの拡充およびプログラムの開発に対する支援を得るために、政府機関 (日本、米国、シンガポール) およびビル&メリングゲイツ財団などの主要な世界的機関とのパートナーシップを締結しています。これらのパートナーシップは、私たちのプログラムを実行しそれらのポテンシャルを最大限に引き出すための重要な能力を構築するために必要不可欠です。

【デング熱ワクチン】

2019年1月 当社は、デング熱ワクチンの臨床第3相試験において主要評価項目を達成したことを公表しました。Tetravalent Immunization against Dengue Efficacy Study (TIDES) 試験の初回解析で、当社が現在開発中の4価弱毒生デング熱ワクチン (TAK-003) によるデングウイルス4種の血清型のいずれかによって引き起こされるデング熱に対する予防効果を示されました。広範にわたるデータのレビューは進行中ですが、現時点ではTAK-003の安全性上の大きな懸念はなく良好な忍容性が確認されました。

将来に向けた研究プラットフォームの構築／研究開発における提携の強化

当社は、疾患領域の絞り込み、力強いリサーチエンジン、アカデミアやバイオテクノロジー企業やスタートアップ企業とのコラボレーションによる包括的で差別化されたパートナーシップモデルに基づき、独自の研究開発戦略を立案してきました。私たちの研究開発プログラムは、社内外の専門知識を組み合わせる活用し、持続的なパイプラインの創出を目指しています。

2018年4月 当社とDrugs for Neglected Diseases initiativeは、内臓リーシュマニア症の革新的な治療薬開発に向け、アミノピラゾール系化合物群の中から見出された医薬品候補化合物の前臨床試験および臨床第1相試験に協働して取り組む旨の契約を締結したことを公表しました。両試験は、開発途上国で必要とされる医薬品やワクチン等の研究開発を促進する国際的な官民パートナーシップである公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金(Global Health Innovative Technology Fund)の助成案件に選定されています。

2018年5月 当社とあすか製薬は、当社が有する「relugolix」について、製品価値の最大化を目的に、日本における子宮筋腫の独占的販売権および子宮内膜症の独占的開発・販売権を、あすか製薬に導出するライセンス契約を締結したことを公表しました。今回のライセンス契約の対象は婦人科疾患領域であり、前立腺がんは含まれておりません。

2018年7月 当社とOvid Therapeutics Inc.は、「TAK-935/OV935」臨床開発プログラムの拡大について概要を公表しました。両社は、3つの臨床試験を開始する予定であり、それぞれドラベ症候群およびレノックス・ガストー症候群を有する小児患者を対象とした試験、サイクリン依存性キナーゼ様5(CDKL5)遺伝子変異症候群および15q重複症候群の小児患者を対象とした試験、実施されたTAK-935/OV935の臨床試験に参加した発達性およびてんかん性脳症(DEE)患者を対象とした延長試験です。

2018年8月 当社とAmbys Medicines社は、Ambys Medicines社の先進的な技術プラットフォームおよび

パイプライン開発を推進することを目的とした提携契約を締結したことを公表しました。Ambys Medicines社は、現時点では治療不可能もしくは十分に治療できない様々な肝疾患において、肝機能の回復および肝不全への進行抑制という差し迫った医療ニーズに対し、細胞治療、遺伝子治療、機能獲得薬物療法を含む新規モダリティを臨床応用するため、先進的な取り組みを行っています。

2018年8月 当社と日本を拠点とする独立系の投資会社である株式会社ウィズ・パートナーズは、日本の創薬エコシステムの推進を目的とした投資組合の共同設立に関する基本合意書を締結したことを公表しました。本合意に基づき、ウィズ・パートナーズ社は、無限責任組合員として「創薬維新投資事業有限責任組合(創薬維新ファンド)」を立ち上げました。当社は、100%子会社の創薬プラットフォームカンパニーであるアクセリードドラッグディスカバリーパートナーズ株式会社の株式を創薬維新ファンドに現物出資し、有限責任組合員として創薬維新ファンドの持分を保有します。

2018年12月 当社とグローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ(Global Antibiotic Research and Development Partnership: GARDP)およびエーザイ株式会社(エーザイ)は、エーザイおよび当社の化合物ライブラリーを用いたGARDPによるスクリーニング実施に関する契約を締結したことを公表しました。今後、エーザイおよび当社から提供された化合物の抗菌活性試験はInstitut Pasteur Koreaにて実施されます。複数のパートナーによる本契約は、新規抗菌薬の開発と持続可能なアクセスの担保により、深刻な細菌感染症に立ち向かうGARDPの取り組みを推し進めるものです。

2019年1月 当社は、がん免疫領域において新たな研究提携契約を締結したことを公表しました。がん免疫は、当社の戦略的フォーカスでも特に重要な領域です。これらの研究提携契約を通じ、当社は次世代のがん免疫療法の創出に向けた研究を加速します。本研究には、難治性がん患者さんのニーズに応える重要な機会となり得る新規の細胞療法に関する研究を含みます。

当社は、Memorial Sloan Kettering Cancer Centerと共に、多発性骨髄腫、急性骨髄性白血病、その他の固形がんの治療に向けた新規キメラ抗原受容体T細胞(CAR-T)

療法の創出と開発に関する共同研究を行います。

当社は、ノイルイミュン・バイオテック社との、2017年9月に開始した既存の共同研究契約におけるオプション権を行使しました。本共同研究の成果を受け、当社はノイルイミュン・バイオテック社が独自に開発した「Prime (Proliferation-inducing and migration-enhancing)」CAR-T基盤技術を活用した、各種固形がんを治療標的とするNIB-102およびNIB-103の独占的ライセンスを取得し、今後、これらCAR-T細胞療法の共同開発を進めます。

当社は、Crescendo Biologics社が持つオンコロジー領域におけるHumabody®技術の独占的ライセンスについてオプション権を行使し、これにより新規CAR-T治療の開発に向けたHumabody® VHs (完全ヒト型VHドメイン)のさらなる評価を行います。

(3) 設備投資・資金調達の状況

当年度の有形固定資産の設備投資金額は1,884億円であり、主に生産設備の拡充や更新、および本社機能や研究開発施設の拡充などを行いました。一方、資金調達につきましては、Shire社の買収に伴い、前年11月に米ドル建無担保普通社債およびユーロ建無担保普通社債を発行し、1兆5,804億円を調達しました。また、本年1月において、前年6月に締結した“Term Loan Credit Agreement”、前年10月に締結した“Senior Short Term Loan Facility Agreement”、および前年12月に締結した株式会社国際協力銀行との“Loan Agreement”について借入を実行し、総額1兆7,155億円を調達しました。これらにより、本年3月末における当社連結合計での社債残高は3兆1,964億円、借入金残高は2兆5,546億円となっています。

(4) 対処すべき課題

本項に記載の内容は、2019年3月31日現在の前提に基づく将来見通し情報を含みます。

当社は、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションを追求しています。また、当社は、「誠実：公正・正直・不屈」を企業活動の根幹

に据え、「Patient (常に患者さんを中心に)」、「Trust (社会との深い信頼関係を築く)」、「Reputation (当社の評価をさらに高める)」、「Business (ビジネスを成長させる)」を優先順位とする価値観に従います。

過去4年にわたって、当社は、世界中の患者さんに画期的な医薬品と革新的な治療法をお届けし得る、機動的でグローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業の実現に注力し、変革を続けています。当社は、その価値観を守りながら、製品とイノベーションにより、その評価をさらに確固たるものとしています。

当社は、2018年のタイジェニクスNVの買収、2017年のアリアド・ファーマシューティカルズInc.の買収、2011年のナイクメッドA/Sの買収、そして2008年のミレニアム・ファーマシューティカルズInc.の買収をはじめとする、国境を越えたM&Aおよび買収後の統合に成功してきた優れた実績を有しています。

直近では、2019年1月にShire社の買収を完了させました。この買収は、バリュー(価値観)、すなわち当社の経営の基本精神に基づき患者さんを中心に考える、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業を誕生させる大きな一歩となりました。本買収は、当社に魅力的な地域別事業構成をもたらし、また、当社の3つの重点疾患領域のうちの2領域(消化器系疾患およびニューロサイエンス)における当社の地位を強化し、希少疾患および血漿分画製剤の領域における主導的地位をもたらします。さらに、強固かつモダリティ(創薬手法)の多様な、高度に補完的なパイプラインを創出し、イノベーションにフォーカスしたR&Dエンジンを強化します。財務面においては、キャッシュフロープロファイルの向上、シナジー創出および株主還元に対する経営陣のコミットメントを通じて、統合後の新会社に経済的利益を提供することになります。

当社の経営陣は、経験豊富で多様性に富み、複雑な事業の統合と、大規模な変革を実行する確かな実績を有しています。当社は、当社の価値観を尊重しながら、統合に向けた努力を実行することに真摯に取り組んでまいります。

当社は、持続可能で中長期的な成長を促進するため、以下の3つの明確な戦略的優先事項を掲げております。

1) ビジネスエリアのフォーカス

消化器系疾患、希少疾患、血漿分画製剤、オンコロジー

(がん)、ニューロサイエンス(神経精神疾患)の5つの主要ビジネスエリアにフォーカスします。

2) R&D エンジン

疾患領域の絞り込み、先進的なパートナーシップモデルの推進、患者さんを中心に捉えたサイエンス主導のイノベーション文化に基づき、R&D エンジンを強化します。具体的には、オンコロジー、消化器系疾患、希少疾患、ニューロサイエンスの4つの重点疾患領域と血漿分画製剤およびワクチンに研究開発分野を絞り込み、研究開発体制の変革に引き続き取り組みます。また、アンメットメディカルニーズの高い領域において意義のある価値を提供するため、革新性の高い医薬品にフォーカスしてパイプラインを推進します。

3) 強固な財務プロファイル

当社は、利益率の中長期的な向上にフォーカスし、事業投資や負債の返済、株主へのキャッシュの還元のため、キャッシュフローを創出します。また、ノンコア資産の選択的な売却を引き続き推進し、資金を得て、負債返済を加速させてまいります。

Shire 社の買収により、地理的な事業領域が拡大し、特に、イノベーションを推進する重要な市場である米国におけるプレゼンスが向上しました。当社は、地域戦略を実行するため、これらの国々を「米国」、「日本」、「ヨーロッパおよびカナダ」、並びに中国、中南米、中東、アジア太平洋、ロシアおよび CIS (独立国家共同体) から構成される「成長新興国」の4つの地域グループに分け、それぞれに対応する地域体制を構築しました。

Shire 社との統合は進捗しており、優れた戦略的・地理的合致のある統合であるため、事業やパイプラインに与えるネガティブな影響は最低限にとどまる見込みです。統合にあたっては、(i) 患者さん中心(より革新的な医薬品を開発することとともに、サービスとサポートを提供する)、(ii) 機動性とシンプルさ(複雑なプロセスを最小限にし、現地の判断を現地のリーダーに委譲する)、(iii) 効率性と集中(5つの主要ビジネスエリアに注力する)、の3つの原則を掲げ、これに従って統合を引き続き推進してまいります。

(利益配分に関する基本方針)

当社の資本配分に関する優先事項は次の通りです。

レバレッジの速やかな低下

- ▶ 純有利子負債／調整後 EBITDA 倍率を3年から5年以内に2倍にすることを目標
- ▶ 投資適格格付の維持にコミット

成長ドライバーへの投資

- ▶ 自社研究開発と新製品上市に対する戦略的な投資
- ▶ 規律ある領域を絞った研究開発の提携

株主還元

- ▶ 1株当たり年間配当金 180 円の確立された配当方針を維持

利益の配分につきましては、株主還元を重視し、配当を重要な還元策として位置付けております。

(2019 年度の業績予想)

	2018年度	2019年度	対前年度
売上収益	20,972億円	33,000億円	+12,028億円 (+57.4%)
営業利益	2,050億円	△1,930億円	△3,980億円 (－)
税引前当期利益	949億円	△3,690億円	△4,639億円 (－)
当期利益 (親会社の所有者帰属分)	1,091億円	△3,830億円	△4,921億円 (－)
EPS	113円50銭	△246円34銭	△359円84銭 (－)
Core Earnings	4,593億円	8,830億円	+4,237億円 (+92.2%)

(1) Shire 社買収関連費用による影響

	2018年度	2019年度	対前年度
売上収益	一億円	一億円	一億円 (－)
営業利益	△850億円	△1,540億円	△690億円 (△81.3%)
税引前当期利益	△1,263億円	△2,410億円	△1,147億円 (△90.8%)

(2) Shire 社買収に係る企業結合会計による影響

	2018年度	2019年度	対前年度
売上収益	一億円	一億円	一億円 (－)
営業利益	△1,816億円	△6,930億円	△5,114億円 (－)
税引前当期利益	△1,856億円	△7,090億円	△5,234億円 (－)

(1)と(2)の影響除きの2019年度の業績予想

	2018年度	2019年度	対前年度
売上収益	20,972億円	33,000億円	+12,028億円 (+57.4%)
営業利益	4,715億円	6,540億円	+1,825億円 (+38.7%)
税引前当期利益	4,068億円	5,810億円	+1,742億円 (+42.8%)
当期利益 (親会社の所有者帰属分)	3,510億円	4,130億円	+620億円 (+17.7%)
EPS	365円05銭	265円63銭	△99円42銭 (△27.2%)
Core Earnings	4,593億円	8,830億円	+4,237億円 (+92.2%)

本業績予想には、2019年5月9日に公表した、ドライアイの兆候・症状の治療薬「Xiidra®5%」(lifitegrast点眼剤)および手術用パッチ剤「TachoSil®」の譲渡にかかる業績影響を織り込んでおりません。当社は、現時点において、これら譲渡が本業績予想に対して重要性ある影響を与えるとは見込んでおりません。当社は、これら譲渡の完了時期に依拠する影響額の合理的な見積もりが得られましたら、本業績予想にその影響を織り込む予定です。

【売上収益】

2019年度は、Shire 社買収完了後、同社の年間の業績を連結する最初の年度となるため、売上収益は当年度から1兆2,028億円増収(+57.4%)の3兆3,000億円を見込んでいます。5つの主要ビジネスエリアのうち、消化器系疾患で「bエンティビオ」や「タケキャブ」、オンコロジーで「bニンラーロ」や「アドセトリス」、ニューロサイエンスでは「bリンテリックス」など、旧武田薬品の主力製品が引き続き伸長することを見込んでいます。Shire 社買収によって拡大した希少疾患のビジネスエリアでは、「TAKHZYRO」「アディノベイト」「NATPARA」など、血漿分画製剤で「b GAMMAGARD」や「b FLEXBUMIN」などの製品が増収に寄与します。一方、「bベルケイド」をはじめ、複数の製品が競合品の参入影響や独占販売期間満了に伴う影響を受けることが予測されています。また、Shire 社との統合の一環として、Shire 社製品の流通在庫の回転日数を改善する取り組みを継続するため、一時的な減収影響を見込んでいます。

【営業利益】

営業利益は、当年度から3,980億円減益の1,930億円の損失を見込んでいます。Shire 社買収関連費用として、2019年度は統合費用1,540億円の計上を見込んでおり、当年度から690億円の減益要因となります。また、Shire 社買収に係る企業結合会計による影響として、2019年度

は棚卸資産の公正価値調整2,530億円の売上原価の計上および製品等に係る無形資産償却費4,390億円の計上など、営業利益への影響額として合計で6,930億円を見込んでおり、当年度からは5,114億円の減益要因となります。

これらの一時的な費用および非資金性の費用による影響を除きますと、営業利益は、当年度から1,825億円増益(+38.7%)の6,540億円になります。なお、2019年度は、不動産・不動産事業に係る売却益の発生は見込んでおらず(当年度は旧武田薬品で886億円発生)、また、製品等に係る減損損失については、Shire 社買収に伴い増加した無形資産残高に過去の減損損失の発生確率を乗じて計算した見積額1,210億円を確保していますが、現時点で特定の製品やパイプラインに減損損失の兆候が認められるものではありません。

【税引前利益】

税引前利益は、当年度から4,639億円減益の3,690億円の損失を見込んでいます。Shire 社買収関連費用としては、営業利益の690億円の減益要因に加え、2019年度は、Shire 社買収の資金調達に係った新規負債の利息費用870億円を見込んでいるため、金融費用が457億円増加し、当年度から1,147億円の減益要因となります。また、Shire 社買収に係る企業結合会計による影響は、金融費用で108億円増加の150億円を見込んでいることなどにより、当年度からは5,234億円の減益要因となります。

これらの影響を除きますと、税引前利益は、当年度から1,742億円増益(+42.8%)の5,810億円になります。

【当期利益(親会社の所有者帰属分)】

当期利益(親会社の所有者帰属分)は、当年度から4,921億円減益の3,830億円の損失を見込んでいます。

Shire 社買収関連費用による影響およびShire 社買収に係る企業結合会計による影響を除きますと、当期利益(親会社の所有者帰属分)は、当年度から620億円増益(+17.7%)の4,130億円になります。

なお、EPSの計算に使用している株式数は、2018年度は発行済株式の期中平均株式数(自己株式を除く)である961,476,993株であり、2019年度は当年度末の株式数(自己株式を除く)である1,554,780,063株です。当社は、Shire 社の買収の対価の一部として2019年1月8日に当社普通株式770,303,013株を発行しました。

【Core Earnings】

Core Earnings (為替影響と事業等の売却影響調整前)は、当年度から4,237億円増益(+92.2%)の8,830億円を見込んでいます。この大幅な増益は、Shire社の年間の業績が2019年度に貢献することによります。また、利益率の高いShire社を統合し、さらに、コストシナジーの実現やグローバル経費削減イニシアチブの推進を通じて営業経費使用の効率化を進めることによってCore Earningsの対売上収益比率は4.9pp改善し、26.8%となる見込みです。

【2019年度の主な見通しの前提条件】

	2018年度	2019年度
為替レート	1米ドル＝111円	1米ドル＝111円
	1ユーロ＝129円	1ユーロ＝124円
	1ロシアルーブル＝1.7円	1ロシアルーブル＝1.7円
	1ブラジルレアル＝29.5円	1ブラジルレアル＝28.4円
	1中国元＝16.5円	1中国元＝16.4円
研究開発費	△3,683億円	△4,910億円
Shire社買収関連費用		
営業経費(買収費用等)	△253億円	一億円
その他の営業費用(統合費用)	△596億円	△1,540億円
金融費用(利息費用等)	△413億円	△870億円
Shire社買収に係る主な企業結合会計による影響		
売上原価(棚卸資産の公正価値調整)	△822億円	△2,530億円
製品等に係る無形資産償却費(Shire社買収影響)	△992億円	△4,390億円
その他の非資金性の費用		
製品等に係る無形資産償却費(旧武田薬品)	△954億円	△990億円
製品等に係る減損損失	△87億円	△1,210億円

重要な財務指標(マネジメントガイダンス、事業の売却影響を除く)

	2019年度 マネジメントガイダンス
実質的な売上収益の成長*1 (試算ベース)*2	横ばいから僅かに減少
実質的なCore Earningsの 対売上収益比率	20%台半ば
実質的なCore EPS	350 - 370円
1株当たり年間配当金	180円

*1 同一為替レート(2018年度の年間平均レート)を適用しています。
*2 旧武田薬品とShire社の2018年4月から2019年3月までの12ヶ月間の売上収益を合算した試算であり、2019年度の成長率のベースラインとなる2018年度の売上収益は3兆3,000億円です。

本マネジメントガイダンスには、2019年5月9日に公表した、ドライアイの兆候・症状の治療薬「Xiidra®5%」(lifitegrast点眼剤)および手術用パッチ剤「TachoSil®」の譲渡にかかる業績影響を織り込んでおりません。当社は、現時点において、これら譲渡が本マネジメントガイダンスに対して意味ある影響を与えるものとは考えておりません。

5つの主要ビジネスエリアにおける主力の成長製品の伸長により、「ベルケイド」*をはじめとする製品の独占販売期間満了に伴う減収影響を相殺します。また、Shire社が年間を通じて業績に貢献すること、コストシナジーや規律ある営業経費管理を推進することによって実質的なCore EPSは350-370円になる見込みです。

*米国の「ベルケイド」については、治療上の同等性が認められない、静脈投与と皮下投与が可能な競合品一つが、2019年7月に市場に追加参入してくることを業績予想上の前提としています。競合品の追加参入がない場合、実質的な売上収益の成長(試算ベース)は、「横ばいから僅かに増加」になる見込みです。

【見通しに関する注意事項】

本資料に記載の「業績予想」は、現時点で入手可能な情報と前提条件に基づく見込みであり、その実現を約束する趣旨ではありません。実際の業績は事業環境の変化や為替変動など様々な要因により変動し、異なる結果を招きうる不確実性を含んでいます。業績予想を修正すべき重大な要因が発生した場合には、速やかにご報告いたします。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

	第139期 自 2015.4. 1 至 2016.3.31	第140期 自 2016.4. 1 至 2017.3.31	第141期 自 2017.4. 1 至 2018.3.31	第142期 自 2018.4. 1 至 2019.3.31
売上収益 (億円)	18,074	17,321	17,705	20,972
営業利益 (億円)	1,308	1,559	2,418	2,050
税引前当期利益 (億円)	1,205	1,433	2,172	949
当期利益 (億円)	835	1,155	1,867	1,090
親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)	802	1,149	1,869	1,091
基本的1株当たり当期利益 (円)	102.26	147.15	239.35	113.50
資産合計 (億円)	38,241	43,468	41,065	138,723
資本合計 (億円)	20,112	19,490	20,174	51,636

(注) 当社グループの連結計算書類は国際会計基準(IFRS)に基づいて作成しております。

②企業集団の海外売上収益の推移

	第139期 自 2015.4. 1 至 2016.3.31	第140期 自 2016.4. 1 至 2017.3.31	第141期 自 2017.4. 1 至 2018.3.31	第142期 自 2018.4. 1 至 2019.3.31
海外売上収益 (億円)	11,193	10,767	11,902	15,262
企業集団の売上収益に占める海外売上収益の割合 (%)	61.9	62.2	67.2	72.8

③企業集団の研究開発費の推移

	第139期 自 2015.4. 1 至 2016.3.31	第140期 自 2016.4. 1 至 2017.3.31	第141期 自 2017.4. 1 至 2018.3.31	第142期 自 2018.4. 1 至 2019.3.31
研究開発費 (億円)	3,358	3,123	3,254	3,683
企業集団の売上収益に対する比率 (%)	18.6	18.0	18.4	17.6

なお、当社の財産および損益の状況の推移は次のとおりであります。

	第139期 自 2015.4. 1 至 2016.3.31	第140期 自 2016.4. 1 至 2017.3.31	第141期 自 2017.4. 1 至 2018.3.31	第142期 自 2018.4. 1 至 2019.3.31
売上高 (億円)	7,770	7,378	6,595	6,513
営業利益 (億円)	942	703	677	739
経常利益 (億円)	2,929	819	1,259	175
当期純利益 (億円)	2,630	1,084	1,870	882
1株当たり当期純利益 (円)	335.48	138.73	239.47	91.76
総資産 (億円)	26,995	30,931	29,486	95,346
純資産 (億円)	15,722	15,304	15,659	46,472

(注) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を第142期から適用したため、第141期の総資産の金額を遡及修正しております。

事業報告

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループの主要な事業の内容は、医薬品の研究、開発、製造および販売であります。

(7) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

重要な子会社および関連会社の状況

	会 社 名 (主要な事業所)	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
米 国	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. (本社：米国 イリノイ州ディアフィールド)	1米国ドル	100.0%	医薬品の販売統括
	武田ファーマシューティカルズUSA Inc. (本社：米国 イリノイ州ディアフィールド)	1千米国ドル (111千円)	100.0%	医薬品の販売・知的財産権の保有・グループ内の財務
	ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州ケンブリッジ)	0.1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発・販売 知的財産権の保有
	アリアド・ファーマシューティカルズ Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州ケンブリッジ)	5,550米国ドル (614千円)	100.0%	医薬品の研究開発・知的財産権 の保有
	武田カリフォルニア Inc. (本社：米国 カリフォルニア州サンディエゴ)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発
	武田ワクチン Inc. (本社：米国 イリノイ州ディアフィールド)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発
	米州武田開発センター Inc. (本社：米国 イリノイ州ディアフィールド)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発
	セラバンス LLC (本社：米国 マサチューセッツ州ボストン)	916米国ドル (101千円)	27.8%	医薬品の研究開発
	バクスアルタ Incorporated (本社：米国 イリノイ州バンノックバーン)	10米国ドル (1千円)	100.0%	知的財産権の保有
	バクスアルタUS Inc. (本社：米国 イリノイ州バンノックバーン)	1米国ドル	100.0%	知的財産権の保有
	シャイアー・ヒューマン・ジェネティック・セラピーズ Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発・製造・販売
	シャイアービロファーマ Incorporated (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	1米国ドル	100.0%	医薬品の販売
	シャイアー NPS ファーマシューティカルズ Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	1米国ドル	100.0%	医薬品の販売
	ダイアックス Corp. (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	215米国ドル (24千円)	100.0%	医薬品の研究開発・販売 知的財産権の保有
	Meritage ファーマ Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発 知的財産権の保有
欧 州 お よ び カ ナ ダ	シャイアー・デベロップメント LLC (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	100米国ドル (11千円)	100.0%	医薬品の研究開発
	シャイアー・ノースアメリカン・グループ Inc. (本社：米国 ケンタッキー州フローレンス)	1千米国ドル (111千円)	100.0%	米国における持株会社
	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG (本社：スイス チューリッヒ)	382万スイスフラン (424百万円)	100.0%	日本を除く地域における 医薬品の販売統括 知的財産権の保有 全地域での製造および製品 供給の統括

	会 社 名 (主要な事業所)	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
欧州およびカナダ	武田 GmbH (本社:ドイツ コンスタンツ) (工場:ドイツ シンゲン、オラニエンブルク)	1,090万ユーロ (1,353百万円)	100.0%	知的財産権の保有 医薬品の製造・販売
	武田イタリア S.p.A. (本社:イタリア ローマ)	1,125万ユーロ (1,397百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田オーストリア GmbH (本社、工場:オーストリア リンツ)	1,486万ユーロ (1,845百万円)	100.0%	知的財産権の保有 医薬品の製造・販売
	武田フランス S.A.S. (本社:フランス パリ)	324万ユーロ (402百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田 Pharma A/S (本社:デンマーク トストルプ) (工場:デンマーク ホープロ)	94,870万デンマーククローネ (15,777百万円)	100.0%	知的財産権の保有 医薬品の製造・販売
	武田 AS (本社、工場:ノルウェー アスケー)	2億7,270万ノルウェークローネ (3,492百万円)	100.0%	知的財産権の保有 医薬品の製造・販売
	英国武田 Limited (本社:英国 バッキンガムシャー)	5,000万英国ポンド (7,217百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田アイルランド Limited (本社:アイルランド キルダリー) (工場:アイルランド ブレイ、グランジ・キャッスル)	3億9,602万ユーロ (49,169百万円)	100.0%	知的財産権の保有 医薬品の製造
	欧州武田開発センター Ltd. (本社:英国 ロンドン)	80万英国ポンド (115百万円)	100.0%	医薬品の研究開発
	シャイアー plc (本社:ジャージー)	4,627万英国ポンド (6,679百万円)	100.0%	持株会社
	シャイアー・ファーマシューティカル・ホールディングス・アイルランド Limited (本社:アイルランド ダブリン)	25億1,600万米ドル (278,355百万円)	100.0%	持株会社
	シャイアー・ファーマシューティカルズ・インターナショナル Unlimited Company (本社:アイルランド ダブリン)	49億7,453万米ドル (550,573百万円)	100.0%	持株会社
	シャイアー・ファーマシューティカルズ・アイルランド Limited (本社:アイルランド ダブリン)	100万ユーロ (111百万円)	100.0%	医薬品の研究開発・製造・販売
	シャイアー・アクイジションズ・インベストメンツ・アイルランド Designated Activity Company (本社:アイルランド ダブリン)	20米ドル (2千円)	100.0%	グループ内の財務および 資金管理
	シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited (本社:アイルランド ダブリン)	36億6,237万米ドル (405,183百万円)	100.0%	グループ内の財務および 資金管理
	シャイアー・ファーマ・カナダ ULC (本社:カナダ バンクーバー)	189万カナダドル (156百万円)	100.0%	医薬品の販売
	シャイアー・フランス S.A.S (本社:フランス パリ)	540万ユーロ (671百万円)	100.0%	医薬品の販売
	シャイアー・ドイツ GmbH (本社:ドイツ ベルリン)	2.5万ユーロ (3百万円)	100.0%	医薬品の販売
	バクスアルタ GmbH (本社:スイス ツーク)	2万スイスフラン (2百万円)	100.0%	知的財産権の保有 医薬品の販売
	シャイアー・ファーマシューティカルズ・イベリカ S.L.U. (本社:スペイン マドリッド)	550万ユーロ (683百万円)	100.0%	医薬品の販売
	シャイアー・ファーマシューティカルズ Limited (本社:英国 ロンドン)	72.7万英国ポンド (105百万円)	100.0%	医薬品の販売

事業報告

	会 社 名 (主要な事業所)	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
欧州およびカナダ	シャイアー・イタリア S.p.A. (本社：イタリア ミラノ)	79.6万ユーロ (99百万円)	100.0%	医薬品の販売
	バクスター AG (本社：オーストリア ウィーン)	10万ユーロ (12百万円)	100.0%	医薬品の製造
	バクスアルタ・マニファクチャリング S.à r.l. (本社：スイス ニューシャテル)	200万ユーロ (248百万円)	100.0%	医薬品の製造
	バクスアルタ・イノベーションズ GmbH (本社：オーストリア ウィーン)	3,634万ユーロ (4,511百万円)	100.0%	医薬品の研究開発
	シャイアー・ファーマシューティカル・デベロップメント Limited (本社：英国 ロンドン)	2億3,061万英国ポンド (33,284百万円)	100.0%	医薬品の研究開発
	バクスアルタ Recombinant S.à r.l. (本社：スイス ニューシャテル)	2万ユーロ (2百万円)	100.0%	知的財産権の保有
	シャイアー・インターナショナル GmbH (本社：スイス ツーク)	10万スイスフラン (11百万円)	100.0%	知的財産権の保有
ロシア	武田ファーマシューティカルズ Limited Liability Company (本社：ロシア モスクワ)	2.6万ロシアルーブル (45千円)	100.0%	医薬品の製造・販売
中南米	武田 Distribuidora Ltda. (本社：ブラジル サンパウロ)	1,133万ブラジルレアル (321百万円)	100.0%	医薬品の販売
アジア	武田(中国)投資有限公司 (本社：中国 上海)	7,500万米ドル (8,298百万円)	100.0%	中国における持株会社および 医薬品の研究開発
	武田薬品(中国)有限公司 (本社：中国 泰州)	6,160万米ドル (6,815百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田ファーマシューティカルズ韓国 Co., Ltd. (本社：韓国 ソウル)	20億韓国ウォン (195百万円)	100.0%	医薬品の販売
	アジア武田開発センター Pte. Ltd. (本社：シンガポール)	500万シンガポールドル (408百万円)	100.0%	医薬品の研究開発
	武田ワクチン Pte. Ltd. (本社：シンガポール)	3,207万シンガポールドル (2,615百万円)	100.0%	医薬品の研究開発
	シャイアー・バイオサイエンス(上海) Co. Ltd. (本社：中国 上海)	0中国元	100.0%	医薬品の販売
国内	武田コンシューマーヘルスケア株式会社 (本社：東京都千代田区)	490百万円	100.0%	医薬品の販売
	日本製薬株式会社 (本社：東京都中央区 工場：成田市、泉佐野市)	760百万円	87.3%	医薬品の製造・販売
	シャイアー・ジャパン株式会社 (本社：東京都千代田区)	2,000百万円	100.0%	医薬品の販売
	天藤製薬株式会社 (本社：豊中市 工場：福知山市)	96百万円	30.0%	医薬品の研究開発・製造・販売
	武田テバファーマ株式会社 (本社：名古屋市中 工場：高山市)	100百万円	49.0%	医薬品の研究開発・製造・販売

- (注) 1.「資本金」欄の()による日本円表示につきましては、期末日現在のレートで換算しております。
2. 当社の出資比率には子会社を通じた間接所有分を含みます。
3. 当社の連結子会社(パートナーシップを含む)は357社、持分法適用関連会社は19社となっております。
4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 当社の主要な事業所 (2019年3月31日現在)

本 社	大阪市中央区道修町四丁目1番1号
グローバル本社	東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号
支 店	札幌支店、東北支店(仙台市)、東京支店、横浜支店、千葉・埼玉支店(東京都)、北関東・甲信越支店(東京都)、名古屋支店、大阪支店、神戸支店、京都支店、四国支店(香川県高松市)、中国支店(広島市)、福岡支店
工 場	大阪工場、光工場(山口県光市)
研 究 所	ニューロサイエンス創薬ユニット、消化器疾患創薬ユニット、免疫ユニット、薬剤安全性研究所、薬物動態研究所、トランスレーショナル研究所、再生医療ユニット(以上、神奈川県藤沢市) プロセスケミストリー、セルセラピー、ドラッグプロダクト・デベロップメント、アナリティカル・デベロップメント(以上、大阪市) ワクチン技術研究部、光バイオロジクス・マニファクチュアリング(以上、山口県光市)

(注)2019年4月1日付で、支店につき次のとおり変更いたしました。

支 店	札幌支店、東北支店(仙台市)、東京支店、横浜支店、千葉・埼玉支店(東京都)、北関東支店(東京都)、甲信越支店(東京都)、名古屋支店、大阪支店、神戸支店、京都支店、四国支店(香川県高松市)、中国支店(広島市)、九州北支店(福岡市)、九州南支店(福岡市)
-----	---

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	対前期末増減
49,578名	(増) 22,348名

(注)従業員数は就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年令	平均勤続年数
5,291名	(減) 170名	41.5歳	15.1年

(注)従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先および借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入残高
シンジケートローン	1,918,581百万円
株式会社国際協力銀行	409,346百万円
農林中央金庫	80,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	50,000百万円
信金中央金庫	50,000百万円
みずほ信託銀行株式会社	30,000百万円
日本生命保険相互会社	10,000百万円

(注)シンジケートローンはJPモルガン・チェース銀行、株式会社三井住友銀行ほかを幹事とする複数の貸付人からの協調融資によるものです。

2. 当社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,500,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 1,565,005,908 株 (自己株式 165,150 株を含む。)
- (3) 株主数 338,008 名
- (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS	118,250	7.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	109,549	7.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	85,405	5.46
日本生命保険相互会社	35,360	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	34,260	2.19
JP MORGAN CHASE BANK 380055	30,324	1.94
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	26,787	1.71
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	24,673	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	23,775	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	22,798	1.46

(注)持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を減じた株式数(1,564,840,758株)を基準に算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、当社によるShire社の買収の対価の一部となる当社株式の発行に関して、2018年12月5日開催の臨時株主総会の決議による委任に基づき、2019年1月8日付で、当社株式を770,303,013株発行いたしました。
- ②当社は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会の決議およびこれに基づく取締役会決議に基づき、当社取締役(社外取締役でない海外居住の取締役を除く)を対象に、役員報酬BIP信託制度を導入しております。
- 2019年3月31日現在において、役員報酬BIP信託にかかる信託口が所有する当社株式は合計で1,025,109株です。
- ③当社は、第138期より、取締役会の決議に基づき、当社グループ上級幹部を対象に、株式付与ESOP信託制度を導入しております。
- 2019年3月31日現在において、株式付与ESOP信託にかかる信託口が所有する当社株式は合計で8,950,460株です。

3. 当社の新株予約権に関する事項

役員（社外役員を除く）が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

（2019年3月31日現在）

名 称 （発行決議の日）	発 行 時 の 割 当 対 象 者	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使に際し て出資される 財産の価額	新株予約権の 行 使 期 間	新株予 約権の 主な行 使条件	新株予約権の目的 となる株式の種類 および数（ならびに 新株予約権の数）	役員（社外役員を除く） の保有状況および新 株 予 約 権 の 数（注）1
2010年度発行 新株予約権 （2010年6月25日）	取締役 （社外取締役を除く） 5名	1株当たり 3,028円	1株当たり 1円	2013年7月11日から 2020年7月10日まで（注）2	（注）3	普通株式 7,000株 （70個）	取締役（監査等委員） 1名 70個
2011年度第1回発行 新株予約権 （2011年6月24日）	取締役 （社外取締役を除く） 4名	1株当たり 2,726円	1株当たり 1円	2014年7月16日から 2021年7月15日まで（注）2	（注）3	普通株式 10,100株 （101個）	取締役（監査等委員） 1名 101個
2011年度第2回発行 新株予約権 （2011年6月24日）	コーポレート オフィサー および上級幹部 113名	1株当たり 427円	1株当たり 3,705円	2014年7月16日から 2031年7月15日まで（注）4	（注）5	普通株式 888,700株 （8,887個）	取締役（監査等委員を除く） 1名 429個
2012年度第1回発行 新株予約権 （2012年6月26日）	取締役 （社外取締役を除く） 4名	1株当たり 2,678円	1株当たり 1円	2015年7月18日から 2022年7月17日まで（注）2	（注）3	普通株式 18,600株 （186個）	取締役（監査等委員を除く） 1名 79個 取締役（監査等委員） 1名 107個
2013年度第1回発行 新株予約権 （2013年6月26日）	取締役 （社外取締役を除く） 4名	1株当たり 3,709円	1株当たり 1円	2016年7月20日から 2023年7月19日まで（注）2	（注）3	普通株式 14,300株 （143個）	取締役（監査等委員を除く） 1名 61個 取締役（監査等委員） 1名 82個

（注）1. 社外役員が保有する新株予約権はありません。

2. 上記期間の初日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた取締役が、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合には、退任の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとする。

3. (1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

4. 上記期間の初日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合には、退任または退職の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとする。

5. (1) 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

4. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

当社の取締役には、グローバルに事業活動を展開する当社の経営に必要な知識・経験・能力のバランスを確保するため、国籍や性別にとらわれず社内外の人材を起用しており、また、取締役の員数は、取締役会において効率的で迅速な意思決定と十分な審議による適切な経営の監督を両立できる規模としております。

また、当社は、最適な取締役選任ルールを策定し、取締役として相応しい人材を選任するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする指名委員会を設置しております。

当事業年度末における取締役の状況は次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況等
クリストフ ウェバー (Christophe Weber)	代表取締役社長	チーフ エグゼクティブ オフィサー	
岩 崎 真 人	取 締 役	ジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデント	
アンドリュー プランプ (Andrew Plump)	取 締 役	リサーチ&デベロップメント プレジデント	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. 副社長
坂 根 正 弘	取 締 役	取締役会議長	株式会社小松製作所 相談役
* オリビエ ボユオン (Olivier Bohuon)	取 締 役		
* イアン クラーク (Ian Clark)	取 締 役		
藤 森 義 明	取 締 役		株式会社LIXILグループ 相談役
* スティーブン ギリス (Steven Gillis)	取 締 役		アーチ・ベンチャー・パートナーズ社 マネージング ディレクター
東 恵 美 子	取 締 役		東門パートナーズ社 マネージング ディレクター
ミシェル オーシンガー (Michel Orsinger)	取 締 役		
志 賀 俊 之	取 締 役		日産自動車株式会社 取締役 株式会社INCJ代表取締役会長 (CEO)
山 中 康 彦	取 締 役 (常勤監査等委員)		
国 谷 史 朗	取 締 役 (監査等委員長)		弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員
ジャン=リュック ブテル (Jean-Luc Butel)	取 締 役 (監査等委員)		
初 川 浩 司	取 締 役 (監査等委員)		公認会計士

(注) 1. *印の取締役は、2018年12月5日開催の臨時株主総会において、新たに選任され、2019年1月8日付で就任したものであります。

2. 2019年1月8日付で、次のとおり担当を変更いたしました。

氏 名	新	旧
アンドリュー プランプ	取締役 リサーチ&デベロップメント プレジデント	取締役 チーフ メディカル&サイエンティフィック オフィサー

3. 取締役 坂根正弘、オリビエ ボユオン、イアン クラーク、藤森義明、スティーブン ギリス、東恵美子、ミシェル オーシンガーおよび志賀俊之ならびに取締役(監査等委員) 国谷史朗、ジャン=リュック ブテルおよび初川浩司は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

- 4.取締役(監査等委員)初川浩司は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.取締役(監査等委員)山中康彦は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門や内部統制推進部門との連繋等によって得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の活動の実効性を確保するためです。
- 6.当社は、取締役(監査等委員)国谷史朗の兼職先であります弁護士法人大江橋法律事務所の他の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引金額が当社および同事務所の売上高に占める比率はいずれも1%未満です。また、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。
- 7.上記6を除く社外役員の重要な兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。
- 8.当社は、「社外取締役の独立性に関する基準」を定め、この基準をもとに社外取締役を選任しており、社外取締役全員(すなわち社外取締役 坂根正弘、オリビエ ボユオン、イアン クラーク、藤森義明、スティーブン ギリス、東恵美子、ミシェル オーシングーおよび志賀俊之ならびに社外取締役(監査等委員)国谷史朗、ジャン＝リュック ブテルおよび初川浩司)が株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所の独立役員の要件を満たしておりますので、社外取締役全員を独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
- 9.当期における指名委員会および報酬委員会の委員構成は、指名委員会につき社外取締役 坂根正弘(委員長)、社外取締役 東恵美子、社外取締役(監査等委員)国谷史朗および代表取締役社長 クリストフ ウェバー、報酬委員会につき社外取締役 志賀俊之(委員長)、社外取締役 藤森義明および取締役(監査等委員)山中康彦となっております。
- 10.当事業年度中に退任した取締役
取締役 ジェームス キーホー(2018年5月31日辞任)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である取締役 坂根正弘、オリビエ ボユオン、イアン クラーク、藤森義明、スティーブン ギリス、東恵美子、ミシェル オーシングーおよび志賀俊之ならびに取締役(監査等委員) 山中康彦、国谷史朗、ジャン＝リュック ブテルおよび初川浩司との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

当社は、取締役の報酬等について「取締役報酬の基本方針」を策定し、この方針に基づいた考え方および手続きに則って取締役報酬の構成および水準を決定しております。

「取締役報酬の基本方針」は、優秀な経営人材を惹きつけ、その確保・リテンション、動機付けに資するように設計されております。また、取締役報酬は株主との利益意識を共有するために、当社の中長期的業績と密接に結び付けています。取締役報酬と長期的な株主価値との連動をさらに高めるため、本株主総会において提案される取締役報酬の承認決議に伴って「取締役の報酬方針」は一部修正される予定です。当社の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の報酬等は定額の基本報酬と、年次業績および中長期の会社業績に連動する業績連動報酬で構成されています。業績連動報酬は、各事業年度の連結業績等を勘案した賞与および3ヵ年にわたる中長期的な業績および株価に連動する長期インセンティブプラン(株式報酬)により構成されています。監査等委員でない社外取締役については、定額の基本報酬と当社株価にのみ連動する長期インセンティブプラン(株式報酬)により構成されています。賞与の支給はありません。

また、監査等委員である取締役についても、定額の基本報酬と当社株価にのみ連動する長期インセンティブプラン(株式報酬)により構成されています。賞与の支給はありません。

当社取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外委員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しています。取締役の報酬水準、報酬構成および業績連動報酬(長期インセンティブプランおよび賞与)等は、報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額(賞与および使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与を除く)につきましては次のとおりであります。

区 分	支給人数	報酬等の総額* * 基本報酬額および株式報酬に係る費用計上額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	12名 (8名)	1,262百万円 (178百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	137百万円 (87百万円)

(注) 1. 上記には、2018年5月31日付をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名を含んでおります。

2. 上記の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、以下の基本報酬額および株式報酬に係る費用計上額が含まれております。
- (1) 基本報酬額は、月額 150 百万円以内（うち社外取締役分は月額 30 百万円以内）（2016 年 6 月 29 日開催の第 140 回定時株主総会決議による）において、役職別に定額としております。
 - (2) 株式報酬に係る費用計上額は、当事業年度に費用計上した額（814 百万円（うち社外取締役分は 61 百万円））であります。この株式報酬は、2016 年 6 月 29 日開催の第 140 回定時株主総会決議に基づくものであり、この株式報酬のために拠出する金銭の上限額および上限株式数は交付対象者に応じ、次のとおりであります。
 - (a) 交付対象者を社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く）とするもの
当事業年度において、連続する 3 事業年度を対象として 27 億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）
 - (b) 交付対象者を社外取締役（監査等委員である取締役を除く）とするもの
当事業年度を対象として 3 億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）
3. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等のうち、賞与につきましては、「取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与の支給の件」が本総会に付議され、原案どおりに承認可決された場合には、当該議案に定める賞与の支給額の上限の範囲内で支給されることになります。賞与は会社業績等（連結売上収益、コア・アーニングス、EPS 等の業績評価指標の達成度等）に基づき役職別に金額を算定し、報酬委員会の答申を踏まえ、本総会后、取締役会において具体的な支給額を決定する予定であります。
4. 上記の取締役（監査等委員）の報酬等の総額には、以下の基本報酬および株式報酬に係る費用計上額が含まれております。
- (1) 基本報酬額は、月額 150 百万円以内（2016 年 6 月 29 日開催の第 140 回定時株主総会決議による）において、役職別に定額としております。
 - (2) 株式報酬に係る費用計上額は、当事業年度に費用計上した額（40 百万円）であります。この株式報酬は、2016 年 6 月 29 日開催の第 140 回定時株主総会決議に基づくものであり、当事業年度において、連続する 2 事業年度を対象として 2 億円を上限とする金銭を拠出し、当該上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数を付与される株式数の上限とします。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数
取締役	坂 根 正 弘	12 回中 12 回	－
	オリビエ ボユオン (Olivier Bohuon)	2 回中 1 回	－
	イ アン ク ラ ーク (Ian Clark)	2 回中 1 回	－
	藤 森 義 明	12 回中 12 回	－
	ス テ ィ ー ブ ン ギ リ ス (Steven Gillis)	2 回中 2 回	－
	東 恵 美 子	12 回中 12 回	－
	ミシェル オーシンガー (Michel Orsinger)	12 回中 12 回	－
	志 賀 俊 之	12 回中 12 回	－
取締役 (監査等委員)	国 谷 史 朗	12 回中 12 回	20 回中 19 回
	ジャン＝リュック ブテル (Jean-Luc Butel)	10 回中 9 回	19 回中 18 回
	初 川 浩 司	12 回中 12 回	20 回中 20 回

(注) 1. 取締役 オリビエ ボユオン、イアン クラークおよびスティーブン ギリスは 2018 年 12 月 5 日開催の臨時株主総会において選任され、2019 年 1 月 8 日に就任したため、出席対象となる取締役会は取締役就任後に開催の取締役会となっております。

2. 取締役（監査等委員）ジャン＝リュック ブテルの取締役会および監査等委員会出席回数については、同氏が Shire 社の株主であったことから、利益相反回避のため出席を見合わせた Shire 社の買収検討のみを議題とする臨時取締役会 2 回および臨時監査等委員会 1 回を除いて記載しております。

各氏は、取締役会において、それぞれが有する、企業経営の経験に基づく高い識見、会計、法律等の専門性の高い分野における高度な知識等に基づき議案の審議において必要な発言を適宜行いました。また、国谷史朗、ジャン＝リュック ブテルおよび初川浩司は監査等委員会において、各々の専門的視点から議案の審議において必要な発言を適宜行うとともに活発に意見交換等を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	926百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,886百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3.[1.企業集団の現況に関する事項 (7)重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)]に記載の子会社のうち、海外に所在する子会社につきましては、有限責任あずさ監査法人以外の監査法人が計算関係書類の監査を行っております。

4.当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当年度に買収したShire社への監査に対する報酬、および当社米国預託証券の上場に伴う、米国公開株式会社会計監視委員会(PCAOB)が設定する監査基準に基づいた過去3ヵ年分(2015-2017年度)の監査に対する報酬が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、「社債発行時のコンフォートレター作成」等の業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号所定の解任事由に該当すると判断された場合、または、監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「ミッション」、「ビジョン」、「バリュー」、「戦略ロードマップ」で構成される「経営の基本精神」を当社グループ全体で共有し、規律のある健全な企業文化の醸成に努めております。

このもとに、当社は、内部統制をリスクマネジメントと一体となって機能するコーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、下記のとおり、内部統制システムの整備を進めております。また、コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、意思決定機関の体制を含めて、必要に応じて改定を実施しております。

①当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

■ 監査等委員会設置会社として、監査等委員会の監査・監督にかかる職務を実効ある形で遂行できる体制を整えるとともに、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高めています。これらによる適切な監視・監督のもとで、取締役会は、透明性および客観性の高い意思決定を行うとともに、その決議をもって、取締役に対し権限委譲を行い事業運営の迅速化を図っています。

- 取締役会の任意の諮問機関（委員会）として、指名委員会および報酬委員会を設置し、それぞれ社外取締役が委員長となり社外委員が過半数を占める構成とすることにより、取締役の選任・報酬に関する客観性と公正性を担保しています。なお、両委員会の委員のうち1名以上を監査等委員である取締役とすることにより、監査等委員会による、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等に関する監督機能の実効性を高めています。なお、取締役会決議をもって、監査等委員でない社内取締役の個別の報酬額の決定を報酬委員会に委任することとしており、個別の報酬の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。
- このような体制のもとで、取締役会は、当社グループの経営上の最重要事項（経営の基本精神に関わる事項、コンプライアンスを含む内部統制やリスク管理にかかる事項を含む）にかかる意思決定および経営戦略に関する討議を行うとともに、業務執行の監視・監督を行っています。
- グローバル事業運営体制の強化に向け、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび当社グループの各機能を統括するメンバーで構成されるタケダ・エグゼクティブ・チーム（以下「TET」）を設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー（一般的な経営案件を所管）、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー（研究開発および製品関連案件を所管）および監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー（内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件を所管）を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務執行が行われる体制を確保しています。
- 取締役会決議をもって、重要な業務執行の決定権限の一部につき、ビジネス・レビュー・コミッティー、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー、監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー等の意思決定機関における決裁を通して取締役委任しており、機動的で効率的な意思決定を行っています。
- 当社グループの事業運営体制、意思決定体制およびその運営ルール、その他オペレーション上の重要ルールを取りまとめた「タケダグループの経営管理方針（T-MAP）」に基づき、各機能の役割・責任を明確にし、一定の重要事項については、重要性に応じて、取締役会を含む意思決定機関への付議・報告を義務づけると同時に、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよびその他のTETメンバーに一定の権限を委譲し、適切なガバナンスの下で意思決定を行っています。また、各TETメンバーは所管する各部門において、業務手順書および権限委譲に関するルールを定め、適正な内部統制の体制を整えています。
- 当社グループ全体を横断的・統一的に管理・監督するため、専門機能の担当業務ごとに、グローバルポリシー等（グローバルポリシーとは、3つ以上のTET組織の従業員に適用されるルールをいう）を整備しています。
- 当社グループのリスク管理および発生した危機の管理については、「グローバルリスク管理ポリシー」および「グローバル危機管理ポリシー」に基づき、事業継続計画を含むタケダのリスク管理体制および発生した危機の管理体制をそれぞれ定めています。
- グローバルエシックス&コンプライアンス部門およびその他のコンプライアンス所管部門は、グローバルコンプライアンス推進体制のもと「タケダ・グローバル行動規準」のグループ各社への浸透を図るとともに、それを踏まえたグループ各社のコンプライアンス・プログラムの構築・浸透を図っています。グローバルエシックス&コンプライアンス部門は、当社グループの事業活動が法令および社内ルールを遵守して実施されていることをモニタリングする仕組みを整備しています。また、内部通報によるものを含め、当社グループのコンプライアンス関連事案に関しては、定期的に監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーおよび監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告しています。
- グループ内部監査部門は、「グループ内部監査基準」に基づき、当社各部門およびグループ各社に対して定期的な内部監査を行い、監査結果を社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー、取締役会および監査等委員会に報告しています。また、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制について整備・運用状況の評価を行っています。
- グローバルファイナンス部門は、主要子会社の責任者が財務報告にかかる内部統制の状況について、質問書を通じて自己診断し、指摘・勧告に応じた改善計画を実行するプロセスを運用しています。
- グローバルクオリティー部門は、研究・開発・製造・市販後安全対策に関わるグローバルな品質保証ポリシー等を策定し、定期的あるいは必要に応じ随時、その遵守状況の監査、監視・指導を行っています。
- グローバルマニュファクチャリング&サプライ部門内のコーポレートEHS（環境、健康、安全）部門は、「EHSに関するグロー

バルポリシーおよびガイドライン」等を策定し、定期的あるいは必要に応じて監査を行っています。また、環境、労働衛生、安全に関するリスクの低減を図るための支援と助言を行っています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 取締役会議事録、稟議決裁書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規則」に従い、情報類型毎に保存の期間・方法・場所を定め、文書または電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行っています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 「グローバルリスク管理ポリシー」に基づき、リスクの特定・評価・低減・報告・モニタリングと管理の5段階アプローチにより、全社規模のリスク管理(ERM: Enterprise Risk Management)を行っており、全社規模での主要なリスクおよびその低減策等について、監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーおよび取締役会に適宜報告される体制を整えています。具体的には、当社の主要なリスク(研究開発、知的財産権、特許権満了等による売上低下、副作用、薬剤費抑制策による価格引き下げ、為替変動、企業買収、カントリーリスク、安定供給、訴訟、ITセキュリティおよび情報管理等)をはじめ、あらゆる損失危険要因について、各部門の責任者は、その担当領域毎に、中期計画・年間計画の策定・実施の中で、計数面および定性面から管理を行うとともに、リスクの程度・内容に応じた対応策・コンティンジェンシープランに基づき回避措置、最小化措置を行っています。また、リスクが現実化した場合に事業への影響を最小化するため、同ポリシーに基づき、各部門において事業継続計画を策定しています。
- 緊急事態に対する危機管理に関しては、「危機管理規則」により、危機管理責任者、サイトヘッド、インシデント地区責任者および危機管理委員会を置いて危機管理体制を整備しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 「取締役会規程」その他職務権限・意思決定ルールを定める社内規定により、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を確保しています。

⑤取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 当社コンプライアンス・プログラムの基本事項および手続きを定めた「コンプライアンス推進規程」に従い、エシックス&コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス事務局を設置し、当社のコンプライアンス施策を推進しています。
- 当社は、当社の会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する内部通報を含め、法令、タケダ・グローバル行動規準、グローバルポリシーまたは社内規定の違反に関する内部通報の受領、保管、調査、取扱いに関する手続きを定めています。当社はまた、従業員が機密かつ匿名で内部通報を行うことができる体制を整えています。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会監査等規程」に従い、以下のとおりとしています。

- 常勤の監査等委員を置き、監査等委員会の業務補助および監査等委員会の事務局として、専任のスタッフ部門である監査等委員会室を置いています。
- 監査等委員会は、監査等委員会室の業務執行者からの独立性、監査等委員会からの指示の実効性確保に努め、同室のスタッフの人事に関しては、取締役との合意により行っています。
- 経営の基本的方針・計画に関する事項のほか、子会社および関連会社に関するものを含む重要事項について、取締役は、事前に監査等委員会に通知しています(ただし、該当事項を審議・報告する取締役会その他の会議に監査等委員が出席したときはこの限りではない)。
- 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しています。
- 監査等委員会は、取締役・使用人等に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または当社の業務・財産の状況の調査、その他監査等委員会の職務の一部を行う権限を与えられた選定監査等委員を選定しています。
- 監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況等を踏まえた上で、指示権を有する内部監査部門、内部統制推進部門や会計監査人との連繫を密にし、これらからの情報も活用した組織的な監査を行うことで監査の実効性と効率性を高めています。

- 監査等委員は、職務執行のために必要な費用を当社に請求することとし、そのための予算を毎年提出しています。
- 監査等委員会は、内部通報システムによるものも含め、監査等委員会や内部監査部門等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制について、必要に応じて取締役会に対して提案または意見の表明を行っています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当期において、上記(1)に記載した体制の適切な運用に努めました。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

【経営の基本精神およびビジョン2025の浸透】

- 「ミッション」、「ビジョン」、「バリュー」、「戦略ロードマップ」で構成される「経営の基本精神」、および2025年にありたい姿を示した「ビジョン2025」について、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーをはじめとするTETメンバーが、社内におけるメッセージの配信やタウンホールミーティングの開催等を通じて、グループ全体および従業員への浸透を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制の強化】

- 当社は、2016年の監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会と監査等委員会がそれぞれの役割をより適切に果たすために、社外取締役の構成比と多様性を高めております。当期末時点の取締役会は、取締役15名(うち1名が女性)のうち11名が社外取締役、また、日本人8名・外国人7名の構成となっております。また、監査等委員会は4名の取締役(監査等委員)で構成され、このうち3名が社外取締役であります。
- Shire 社側の意思決定プロセスについては、Shire 社買収完了をもって当社のガバナンス体制に統合しております。また、組織横断的に遵守すべき事項を定め、業務手続(SOP)の基本となるグループ共通のグローバルポリシーの統合を進めております。

【取締役会の状況】

- 当期において取締役会を12回開催しました。取締役会では、独立社外取締役が議長を務め、独立性の高い社外取締役をはじめ、多様性を有する各取締役がそれぞれの見地から適宜発言を行っております。
- 先述のとおり、重要な業務執行の決定権限を取締役に委任していることにより、取締役会は当社グループへの影響度が特に高い課題や経営戦略などについての議論や、取締役の業務執行状況の監督により多くの時間を充てております。
- 社外取締役にに対し、社外取締役でない取締役から毎回の取締役会の議題についての事前説明を実施しております。また、新任の社外取締役が就任する際には、取締役の法的責務についての理解を徹底することはもとより、当社の事業環境や戦略等についての情報を提供し、さらにその理解を深めていただくための機会を設けております。
- Shire 社統合後、全取締役が、ニューヨーク証券取引所への上場に伴う米国法規制、当社のコンプライアンス・プログラムおよびShire 社が米国司法省と締結している法令遵守に関する協定(Corporate Integrity Agreement)等に関するトレーニングを受講しました。
- 各社外取締役は、取締役会において、それぞれが有する、企業経営の経験に基づく高い識見、会計、法律等の専門性の高い分野における高度な知識等に基づき議案の審議において適宜発言を行ったほか、社外取締役のみの会合を開催し、認識の共有を図るとともに、取締役会の運営や経営へのかかわり方等につき意見交換や意見形成を行いました。

【当社グループの内部統制体制の整備に関する取り組み】

- 取締役会、ビジネス・レビュー・コミッティー、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー、監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー等の意思決定機関の決裁事項以外の案件については、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび各機能の代表者から構成されるTETメンバーへの権限委譲を進め、TETメンバーからの権限委譲のあり方については当期においてグローバルな標準として「権限委任に関するグローバルポリシー」を制定しました。
- グループ内部監査部門は、当社各部門およびグループ各社に対して内部監査を実施し、また、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制について整備・運用状況の評価を行いました。
- グローバルファイナンス部門は、主要子会社の財務報告にかかる内部統制の状況について、質問書を通じた自己診断への

責任者の回答に従い、各社の内部統制の実効性を確認しました。

- グローバルクオリティー部門は、「グローバル クオリティー ポリシー」に基づき、品質への当社としてのコミットメントおよび品質へのビジョンをより明確にし、当社グループのグローバルな品質管理を行っております。
- コーポレートEHS部門は、「EHSに関するグローバルポリシーおよびガイドライン」等に基づき、当社の環境、労働衛生、安全管理活動を推進するための責任および役割を明確にするとともに、具体的な目標を設定し、環境、労働衛生、安全に関わるマネジメント、コンプライアンス、危機管理の観点から、当社グループへの内部監査を行いました。

【コンプライアンスに関する取り組み】

- 各部門において、潜在的にコンプライアンスのリスクが高い分野を対象としてモニタリングを行い、自主的かつ継続的な改善を進めております。
- 当社グループのコンプライアンス関連事案に関しては定期的に監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーに、また適時に取締役会やTETに報告を行いました。

【リスク管理に関する取り組み】

- 当期、各地域／部門の重要リスクにつきリスク管理コミッティーで議論・検証し、そこで確認されたリスクにつき監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーでさらに検証したうえで、コーポレートリスクとして登録するとともに、リスクマップを作成しました。
- リスクマップについては取締役会に報告され、重要なリスクに対してリスク低減プランを策定し、評価指標に基づき、リスク低減策の有効性のモニタリングを行っています。
- また、当期のリスク管理に関するその他の具体的な取り組みは以下のとおりです。
 - ▶ 社内ソーシャルメディアガバナンス体制を含む運用ルール(Social Media Playbook)を定め、運用管理ツールを導入しました。
 - ▶ 法務・コンプライアンス・人事・リスクマネジメント・危機管理・研究開発・知的財産・IS/IT(情報システム／情報技術)等の各部門からなるインフォメーション・セキュリティ・ワーキング・グループを開催しました。
 - ▶ 重要なデータを守り、かつサイバー危機発生時への対応力を強化するために効果的な技術的対策やプログラムを実施しました。
 - ▶ TETメンバーや従業員に対し、ソーシャルメディアの適正利用やサイバーセキュリティに対する意識向上、地震やパンデミック等の危機対応意識の向上を目的とした教育、訓練を実施しました。

【監査等委員会の取り組み】

- 「監査等委員会監査等規程」に基づく運営がなされ、社外取締役である監査等委員を議長として、当期において、監査等委員会を20回開催し、取締役会の議題や業務執行状況および内部統制システム等についての情報や意見の交換を行いました。常勤の監査等委員による、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門や内部統制推進部門との連繋等によって得られた情報を監査等委員全員で共有し、上記活動を通して、監査等委員会として監査意見を形成しています。
- 監査等委員会は、取締役会において、監査等委員会の前年度の活動結果と今年度の活動方針および活動計画について報告し意見交換を図ったほか、取締役の業務執行について適宜意見を述べました。
- グループ内部監査部門と、定期的にまたは必要の都度、意見交換会を実施し、内部監査の計画や結果について報告を受けるだけでなく、指示や要請も行うことによって組織的な監査を行いました。
- 監査等委員でない取締役の選任等および報酬等については、選定監査等委員が指名委員会および報酬委員会の委員として出席し意見を述べたほか、両委員会等で得られた情報を監査等委員会で共有する等により、監査等委員会としての意見形成を図るなど、監督機能を発揮しました。

連結計算書類〔国際会計基準〕

連結純損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)		
科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上収益	2,097,224	1,770,531
売上原価	△ 659,690	△ 495,921
販売費及び一般管理費	△ 717,599	△ 628,106
研究開発費	△ 368,298	△ 325,441
製品に係る無形資産償却費 及び減損損失	△ 203,372	△ 122,131
その他の営業収益	159,863	169,412
その他の営業費用	△ 103,159	△ 126,555
営業利益	204,969	241,789
金融収益	16,843	39,543
金融費用	△ 83,289	△ 31,928
持分法による投資損益	△ 43,627	△ 32,199
税引前当期利益	94,896	217,205
法人所得税費用	14,118	△ 30,497
当期利益	109,014	186,708
当期利益の帰属		
親会社の所有者持分	109,126	186,886
非支配持分	△ 112	△ 178
合計	109,014	186,708

(ご参考) 連結純損益及びその他の包括利益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)		
科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
当期利益	109,014	186,708
その他の包括利益		
純損益に振り替えられ ることのない項目	△ 5,665	724
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融 資産の公正価値の変動	6,000	—
確定給付制度の再測定	△ 11,665	724
純損益にその後に振り替え られる可能性のある項目	△ 4,157	55,232
在外営業活動体の換算 差額	34,639	46,611
売却可能金融資産の公正 価値の変動	—	4,714
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△ 33,793	1,919
ヘッジコスト	△ 4,909	1,606
持分法適用会社におけるそ 他の包括利益に対する持分	△ 94	382
その他の包括利益合計	△ 9,822	55,956
当期包括利益合計	99,192	242,664
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者持分	99,456	242,444
非支配持分	△ 264	220
合計	99,192	242,664

(注) 連結純損益及びその他の包括利益計算書については、会社法における連結計算書類には含まれておりませんが、参考資料として表示しております。

連結財政状態計算書 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
資産		
非流動資産		
有形固定資産	1,316,531	536,801
のれん	4,161,403	1,029,248
無形資産	4,860,368	1,014,264
持分法で会計処理されている投資	114,658	107,949
その他の金融資産	192,241	196,436
その他の非流動資産	87,472	77,977
繰延税金資産	88,991	64,980
非流動資産合計	10,821,664	3,027,655
流動資産		
棚卸資産	986,744	212,944
売上債権及びその他の債権	741,907	420,247
その他の金融資産	23,276	80,646
未収法人所得税等	7,212	8,545
その他の流動資産	109,666	57,912
現金及び現金同等物	702,093	294,522
売却目的で保有する資産	479,760	3,992
流動資産合計	3,050,658	1,078,808
資産合計	13,872,322	4,106,463

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
負債		
非流動負債		
社債及び借入金	4,766,005	985,644
その他の金融負債	235,786	91,223
退職給付に係る負債	156,513	87,611
未払法人所得税	61,900	—
引当金	35,364	28,042
その他の非流動負債	75,174	68,300
繰延税金負債	867,061	90,725
非流動負債合計	6,197,803	1,351,545
流動負債		
社債及び借入金	984,946	18
仕入債務及びその他の債務	327,394	240,259
その他の金融負債	47,340	29,613
未払法人所得税	119,485	67,694
引当金	392,733	132,781
その他の流動負債	437,888	263,930
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	201,145	3,214
流動負債合計	2,510,931	737,509
負債合計	8,708,734	2,089,054
資本		
資本金	1,643,585	77,914
資本剰余金	1,650,232	90,740
自己株式	△ 57,142	△ 74,373
利益剰余金	1,569,365	1,557,307
その他の資本の構成要素	353,542	350,631
売却目的で保有する資産に 関連するその他の包括利益	—	△ 4,795
親会社の所有者に帰属 する持分	5,159,582	1,997,424
非支配持分	4,006	19,985
資本合計	5,163,588	2,017,409
負債及び資本合計	13,872,322	4,106,463

計算書類

貸借対照表(単体) (2019年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
流動資産	815,299	531,728
現金及び預金	303,808	174,395
受取手形	1,830	1,804
売掛金	141,762	129,866
有価証券	64,982	—
商品及び製品	36,814	37,666
仕掛品	29,476	31,564
原材料及び貯蔵品	23,365	20,055
未収法人税等	4,389	—
関係会社短期貸付金	110,634	47,128
その他	98,264	93,015
貸倒引当金	△ 25	△ 3,765
固定資産	8,719,346	2,412,900
有形固定資産	202,775	215,213
建物及び構築物	124,143	125,791
機械及び装置	29,974	38,061
車両運搬具	31	45
工具、器具及び備品	7,841	5,052
土地	33,477	34,364
リース資産	1,643	2,110
建設仮勘定	5,666	9,790
無形固定資産	18,540	20,358
投資その他の資産	8,498,031	2,181,263
投資有価証券	70,272	96,417
関係会社株式	8,277,521	1,415,005
関係会社出資金	30,896	560,216
長期預け金	5,148	6,003
前払年金費用	38,434	36,637
繰延税金資産	64,835	57,532
その他	10,926	9,457
貸倒引当金	△ 1	△ 4
資産の部合計	9,534,645	2,948,562

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
流動負債	1,208,765	354,039
買掛金	44,112	46,156
未払金	161,571	88,016
未払費用	58,208	38,485
短期借入金	646,287	78,549
預り金	137,637	52,111
1年内償還予定の社債	60,000	—
1年内償還予定の長期借入金	60,000	—
賞与引当金	19,826	19,937
株式給付引当金	1,833	1,391
役員賞与引当金	633	377
事業構造再編引当金	3,436	2,369
その他の引当金	614	2,116
その他	14,608	20,050
固定負債	3,678,709	1,028,611
社債	1,652,027	173,179
長期借入金	1,990,874	813,151
退職給付引当金	5,028	4,294
スモン訴訟填補引当金	1,066	1,146
株式給付引当金	2,031	2,155
事業構造再編引当金	6,732	5,440
資産除去債務	2,748	4,047
長期前受収益	12,522	17,753
その他	5,681	7,446
負債の部合計	4,887,474	1,382,650
株主資本	4,614,423	1,520,637
資本金	1,643,585	77,914
資本剰余金	1,629,680	64,009
資本準備金	1,629,679	64,008
その他資本剰余金	1	1
利益剰余金	1,398,272	1,449,122
利益準備金	15,885	15,885
その他利益剰余金	1,382,387	1,437,171
退職給与積立金	5,000	5,000
配当準備積立金	11,000	11,000
研究開発積立金	2,400	2,400
設備更新積立金	1,054	1,054
輸出振興積立金	434	434
特別償却積立金	—	24
固定資産圧縮積立金	29,120	32,661
別途積立金	814,500	814,500
繰越利益剰余金	518,879	570,098
自己株式	△ 57,114	△ 74,343
評価・換算差額等	31,421	43,944
その他有価証券評価差額金	26,814	44,056
繰延ヘッジ損益	4,607	△ 112
新株予約権	1,327	1,332
純資産の部合計	4,647,171	1,565,913
負債及び純資産の部合計	9,534,645	2,948,562

損益計算書(単体)

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	(単位：百万円)	
	金 額	(ご参考) 前期金額
売上高	651,347	659,462
売上原価	285,681	290,952
売上総利益	365,666	368,510
販売費及び一般管理費	291,801	300,774
営業利益	73,865	67,736
営業外収益	28,518	77,630
受取利息及び配当金	17,486	60,733
その他	11,032	16,897
営業外費用	84,869	19,422
支払利息	28,550	6,580
買収関連費用	38,667	—
その他	17,652	12,842
経常利益	17,514	125,944
特別利益	53,322	140,904
投資有価証券売却益	34,591	32,709
関係会社株式売却益	2,926	104,923
固定資産売却益	8,030	—
補助金収入	7,775	—
受取保険金	—	3,272
特別損失	12,541	18,911
事業構造再編費用	12,541	9,916
減損損失	—	5,202
投資有価証券評価損	—	3,793
税引前当期純利益	58,295	247,937
法人税、住民税及び事業税	△ 25,179	△ 4,641
法人税等調整額	△ 4,757	65,574
当期純利益	88,231	187,004

(注)「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を第142期から適用したため、第141期の金額を遡及修正しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

武田薬品工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀孝一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田直弘 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、武田薬品工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結純損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、武田薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

武田薬品工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小堀孝一 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西田直弘 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、武田薬品工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第142期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役および有限責任 監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従って、内部監査部門、内部統制推進部門およびその他の関係部門と連携の上、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な審議・報告資料等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から、事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

武田薬品工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 国谷史朗 ㊞

監査等委員 山中康彦 ㊞

監査等委員 Jean-Luc Butel ㊞
(ジャン=リュック ブテル)

監査等委員 初川浩司 ㊞

(注) 監査等委員 国谷史朗、ジャン=リュック ブテルおよび初川浩司は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご利用上の注意点

電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**2019年6月26日(水曜日)午後5時30分まで**に行使用いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書のご返送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。

2 インターネットによる議決権行使方法について

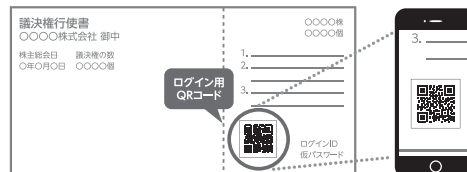
- (1) 議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

バーコード読取機能付の携帯電話等を利用して、QRコード*を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。

※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



- (2) スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました。



- (3) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料等は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027**(受付時間 9:00 ~ 21:00、通話料無料)

【機関投資家の皆様へ】

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以 上

TOPICS

経営全般

Shire 社買収について



当社は、本年1月、Shire社買収を完了し、日本および米国市場においてリーディングカンパニーとしての地位を獲得するとともに、約80の国・地域において革新性の高い医薬品をお届けすることが可能となりました。現在、経験豊富で多様性にあふれるタケダ・エグゼクティブ・チームの強いリーダーシップのもと、スムーズな統合作業が進められています。また、昨年12月、当社の主要な上場市場である東京証券取引所に加えて、ニューヨーク証券取引所にも上場し、本年1月に行われたオープニング・ベル・セレモニーにはタケダ・エグゼクティブ・チームより16名が参加しました。当社は、本上場により日本および米国で上場する

唯一の医薬品企業となり、世界で最も大きな2つの資本市場へのアクセスが可能となりました。当社は、本買収に伴い、日本に本社を置き、自らの経営の基本精神に基づき患者さんを中心に考えるというバリュー（価値観）を根幹とする、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーとなり、オンコロジー（がん）、消化器系疾患、ニューロサイエンス（神経精神疾患）および希少疾患の4つの疾患領域に注力していくとともに、血漿分画製剤およびワクチンに対しても研究開発を進めてまいります。

TOPICS

医療用医薬品事業

新薬承認取得および発売、 ならびに良好な臨床試験成績について

本年2月、ホジキンリンパ腫治療剤であるアドセトリスが、未治療のIV期CD30陽性ホジキンリンパ腫に対するAVD（アドリアマイシン+ビンブラスチン+ダガルバジン）併用療法として欧州委員会により適応追加の承認を取得しました。AVD併用療法は、未治療のIV期CD30陽性ホジキンリンパ腫患者さんにとって数十年ぶりの新規治療法となりました。本承認により、欧州連合（EU）の28の加盟国ならびにノルウェー、リヒテンシュタインおよびアイスランドにおいて、AVD併用療法に関する適応追加が承認されました。日本においては、昨年11月、潰瘍性大腸炎治療剤エンタイビオを発売しました。エンタイビオは中等症から重症の潰瘍性大腸炎の治療および維持療法として製造販売承認を取得しており、現在60カ国以上の国で承認を取得しています。

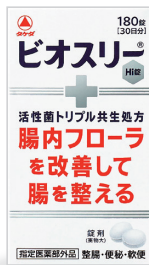
また本年1月、4価弱毒性デング熱ワクチンであるTAK-003が、臨床第3相試験において主要評価項目を達成し、デングウイルス4種の血清型のいずれかによって引き起こされるデング熱に対する予防効果を示しました。継続実施中の本試験ならびに他の臨床第3相試験の結果を入手次第、解析を実施し、本ワクチンの製造販売承認申請を目指します。

サステナビリティ（持続可能性） に関する取り組みについて



当社は、革新性の高い医薬品を創出するだけでなく、持続的な価値を提供することを目指しています。常に患者さんを中心に考え、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業であること、そして責任あるグローバルな企業市民として、社会の持続可能性を高めることに貢献しています。当社は、サステナビリティの取り組みに関して、複数のESG評価機関から高い評価を得ており、当社発行のサステナブルバリューレポート2018が、環境コミュニケーション大賞において優良賞を受賞するなど当社の取り組みおよび積極的な情報開示が高く評価されています。また、本年1月には、4年連続で「世界で最も持続可能な100社（2018 Global 100 Most Sustainable Corporations in the World Index）」、ならびに優れた人事制度を有する企業に与えられる認証「Global Top Employers® 2019」に2年連続で選出されました。

「アリナミン」および「ビオスリー」ブランド 新製品の発売について



当社の主に国内のコンシューマーヘルスケア事業を担う「武田コンシューマーヘルスケア株式会社」では、本年4月に疲労の回復・予防の効能を持った日本唯一の口栓付アルミパウチドリンク「アリナミンメディカルバランス」（指定医薬部外品）を新発売しました。「アリナミンメディカルバランス」は、当社が開発したフルスルチアミン（ビタミンB₁誘導体）に加え、ビタミンB₂、ビタミンB₆、タウリン、ローヤルゼリーを配合し、爽やかなグレープフルーツ風味で、飲みやすいゲル状の製剤です。

当社は、1954年の「アリナミン糖衣錠」発売以降、1987年にはドリンクタイプの「アリナミンV」を発売するなど、65年にわたり、疲れの症状やシーンに合わせた様々な製品をご提案し続けています。「アリナミンメディカルバランス」の発売により、これまで以上に幅広いお客様のニーズにお応えしてまいります。

同じく本年4月に、整腸剤ブランド「ビオスリー」（指定医薬部外品）の日本国内における一手販売を開始しました。「ビオスリー」は3種の共生する活性菌（糖化菌、乳酸菌、酪酸菌）を配合した整腸剤であり、腸内フローラを改善して腸を整えます。東亜薬品工業株式会社より医療用医薬品として発売された「ビオスリー」は、一般用としても豊富な実績を持ち、30年以上にわたって多くのお客様にご愛顧いただいているロングセラー商品です。

この度、タケダブランドとして小粒の錠剤「ビオスリーHi錠」、散剤「ビオスリーH」を発売するにあたり、「腸人になろう。酪酸菌で、新しい腸活はじまる。」をキーメッセージとして、テレビCMや店頭プロモーションを通じて、酪酸菌配合の新しい腸活を提案してまいります。



株主総会会場ご案内図

■日時：2019年6月27日(木) 午前10時

〈受付時間/午前8時50分(予定)〉

※開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早目にご来場ください。

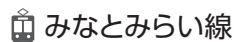
■場所：パシフィコ横浜 国立大ホール

横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようにご来場ください。

■交通のご案内

みなとみらい駅



徒歩 約 8 分

※クイーンズスクエア横浜連絡口より
B3Fから2Fへお進みください。

桜木町駅



徒歩 約 20 分

※動く歩道経由



徒歩 約 23 分

※JR線 桜木町駅
および 動く歩道経由

お願い お車でのご来場はご遠慮願います。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

